

方の起りなり。三月侍従春日顯國、姪信世と俱に兵を常陸に起し、小田を徇へて沼田に及び、宍戸朝里等と戦ひて利あらず(鶴岡社 務記録)、大寶には八幡宮別當成珍尊阿領地を争ひ、去冬幕吏成珍の勝訴となす、顯國其不和に乗じ兵を引いて之を焼き(樂王院 文書)、七日大寶城を攻め下妻政所某等を追出し顯國入つてこれに據りしに、結城直光の一族變を聞いて來り顯國と戦ひ、翌夜城又陥り、田村阿波守(政)顯國信世を生擒て斬首し(鶴岡社 務記録)、鎌倉に送致す、鎌倉これを京都に送り、幕府侍所仁木滿長(右馬助)に命じて大路を引回さんとしたれども果さず、六條河原に懸けたり(師守 記)。

〔越後但馬備前の南軍不利〕 越後の南軍も利を失ひ、宗良親王を奉じて信濃に走り、親王を伊那の大河原山中に匿せり(李花 集)。但馬には山名時氏、新田義宗の兵を打破り、進んで丹波に入り、荻野源太が高山寺城を圍む(前田家 文書)、師守記に四月四日幕府人を遣はして凶徒を五條坊門壬生に搜索せしかば、或は自殺し、或は捕へられ盡く首を東寺の四塚に懸けらるゝとあり。太平記に、三宅高德は脇屋義助に屬して伊豫に越えしに、義助の後は備前兒島に隱居し、義治を呼んで旗を擧げんとて荻野朝忠に使を通し日を定めけるに事漏れ、山名時氏高山寺城を食攻し、朝忠降人と成り、三備の守護兒島へ寄ける間、高德は義治を供して京に上り、將軍高上杉等を夜討せんと同意の勢を集めて宇治醍醐眞木葛葉におき、相圖を定めたる處に、所司代都筑入道未明に四條壬生宿へ押寄せ、楯籠りし夜討の忍共みな腹切て死しければ、所々に隠れたる與黨みな散々に成り、高德が支度相違し、義治と

共に信濃に落ち行くとあり、是を此書に捏造したる兒島高德の最終とす。蓋し新田義宗が但馬に起りて、荻野と結びたる事を脇屋義治となし、五條坊門壬生の搜捕に附會したるものにて、全く痕跡なき事には非ず、兒島高德は總てかゝる迷藏的の失敗者に假装せられたり、是時は侍所仁木右馬權助、小待所大高伊豫守と師守記に見ゆ、都筑入道は園太層に見ゆ、既に所司代を設けたる歟。

〔陸奥九州の南軍不利〕 吉野には北畠准大臣の歸朝せし比なれば、其贊畫にや、恢復の運籌をなして四月諸國に師期を戒しめ大藏卿某旨を阿蘇惟時に傳へて、征西府に軍忠を致さんことを勸勉す(阿蘇 文書)、其他も幕府に欺瞞せられて失操を後悔したるの徒は多く此例の勸誘を受けたるべし。斯くて諸國の形勢度々變化し、鎮守府には將軍春日顯信某親王を奉じて、田村莊の宇津峯に兵を擧ぐ、石堂義房報を得て、子頼房(左馬助)を將となし廿二日進發し、相馬親胤を先鋒となし、直義の沙汰として岩城郡平窪關所を飯野八幡宮に寄附して逆徒平定を禱り、標葉莊落合を社領となして伊賀氏の心を慰勉す、軍遂に利なく秋に至り顯信の軍進んで伊達信夫郡に入る(岩城、相馬、飯野 文書)、爾後の事は徵跡乏し、是より某親王は宇津谷宮と稱す。鎮西府には將軍宮を奉じて府を肥後に遷さんと、中院僧都(即ち中院法師)勸解由次官五條頼元の營に至り相議し、頼元より書を阿蘇惟澄に馳せて其意を告げ、其忠勳は既に別奏を経たれば必ず異動なし、身を以て代るべきを保し、肥後蕩平の協力を求む。大宮司惟時未だ幕府より所領安堵の命を得ず、守護少貳頼尙八代莊數村を預けて社殿修造費に充て少しく祈禱料に附

して其意を慰め、爲めに京師に請ふと雖も、徒に延引し沙汰なかりければ、惟時爵々として望を失へ(阿蘇文書)。筑後には大友貞順生葉城に起り、星野氏と相應す、一色道猷之を伐たんとすれ共兵集まらず、尊氏の命を請分て六月に至り發向す、小貳頼尙阿蘇惟時を督促して菊池が木山松丸城を攻めて牽制せしむ、貞順防戦する百餘日、力屈して退き、道猷も亦引還る(深堀、阿蘇文書)、兵革連年休むときなく、諸國の疲弊せる有様は薩摩伊作莊は一乘院なり、谷山に征西府の興りし後は、伊作を攻取り、壘を田尻坂本今田に構へしにより、河北の田野は荒蕪して耕作するを得ず、伊作宗之が立復りたるに因て、梨原法眼促して急に之を擊拂はしむ、是夏の初めに宗久中山城に入つて、漸く代官直人名主等をおき、遂に三壘を陥れたり(備前記)此例の如くなれば、戰爭中といへども公卿社寺領等の耕作保護に於て及ぶ限りを勉め、爲に秩序なきには至らざりき。

〔僧徒の嗷訴頻出朝事の曠廢〕 幕府上皇に奏請して諸關を廢しければ、興福寺學侶等是を造營料を奪ふなりとて命を受けず、七月院宣を書きたる四條隆蔭の氏を放ち神木を移さんと謀る、左大臣公賢曰く、山門園城東大寺等皆一同なるに、一寺の嗷訴は何事ぞ、猶仰せ諭さるべし、隆蔭は使當別を兼ねたるに其まゝに放氏は輕忽とて、使僧良兼へ反覆問答せしめければ、意や、釋けて隆蔭の氏を復し(放氏とは藤原氏を指し、春日社の氏子たるを失ふことなり)、學侶も遂に移殿より散せり(關太)。八月十五日、東大寺衆徒伊賀の名張郡を誣ひ、亦八幡神輿を擁して京師に向ふ、侍所仁木が兵士これを路に拒んで神人を傷つけ、

衆徒は神輿を五條橋上に置いて逃去る、因てこれを東寺に奉安し(師守)、文殿の雜訴を停めらる、公賢いふ、訴人こそ尤も不便なれ、近日政道の怠慢を如何にせん、廿四日に上皇文殿に出御あつて雜訴を聞召さる。伊勢外宮の造營期至りければ、上棟式を行はるべきに、支持木に尺餘の拆あり、用には中れど不慎を疑ひしに、公賢の意によりて藏人所御卜を行うて決せらる(關太)、公賢の出しより朝綱や、擧がれり。天龍寺造營略成り、九月上皇公賢及び直義を從へて行幸あり、其後尊氏を内大臣に進めんと議動きしも遂に行はれずして止む。

十一月十九日、興福寺鶴殿關を請ふて得ず、又怒つて神木を金堂に移す。上皇大藏卿高階雅仲を遣はし靜に後命を待たしむ。時に洞院左府は春日社詣せんとして此變ありければ、若し違亂の事やあらんと危みたれど、公賢子細なして廿二日京を發し、木津渡より兵士たゞ一兩輩を從へて參拜を畢り、兩門跡寺務を召し、神木遷座の然るべからざるを責め、早く歸座あるべきを諭し、金堂に至り神木を拜して還れり。寺訴聽れず、議を幕府に下さる、神木猶金堂にあり、藤原氏の公卿籠居して出仕を停む、廿七日は雜訴の式日にて上皇公賢に諮りて、勸修寺、日野、四條、葉室、四傳奏に内々院參すべく仰あれど、尙病と稱す、公賢之を聞いて近臣さへ勅命を奉せず、況や南都北嶺の衆徒をやとて、十二月又上奏して官を辭すれど上皇許さず。朝廷幕府と寺訴を往復相議するも決せず、藤原氏公卿は出でず、政事曠廢し、末の賀茂臨時祭には行庭の公卿只一人なり、公賢嘆息す、諸人

南都の形勢を畏怖する甚だし、朝威を如何んせん(關太)。

〔越中の南軍平げらる〕 是冬越中の宮内權少輔井上俊清(越中守護普門)兵を起して南朝に應じければ、幕府桃井吉見等を促がして往々撃平らげしめ、其邑の越後大面莊を收めて上杉憲顯に與ふ(上杉江書)。

〔足利氏の増長〕 六年(康永四年)正月、京都は八幡神與春日神木に因て諸儀行はれず、和泉動搖し、朝廷興福寺の訴を幕府へ往復し、幕府より聖斷たるべきを奏す、上皇高階雅仲を遣はし諭さると雖も歸座に至らず。去年の暮直義が三條坊門萬里小路第焼失せり、直義二階堂成藤(安藝守)を洞院左府に遣はして、里第回祿後の營作は、造内裏の沙汰年を涉り未だ遂げざれば斟酌すべきなれど、家僕等が宅を面々壞渡すべき由申すに因て十八日より取係るべし、然るに關東將軍には南面門ありて、年始に塊飯等の要須となれり、洛中に於ては憚るべきやと問へり、公賢答へて南面門は皇居に承明門の舊式ある外、仙洞以下には設立すべからざるとも聞かず、塊飯の必須にて平常に開かずば可ならんといへり。尊氏又成藤をして、消息に女子を姫君と書する是非を問はしむ、公賢いふ攝家の外は稱せざるなり、但し實儀(内々の事實をいふなり)にはあながち分別あるべからずと、足利氏大權を執り漸くに驕僭を増長したる斯くの如し。月末に京師相傳ふ、越中の合戦以外の外にて桃井の軍利なかりしと、又和泉守護代都築次郎は囚徒と合戦一兩戦に及び、父入道廿九日より下向す、又美濃の土岐一

族等も叛逆の聞へあり(關太)、二月出雲の佐々木貞家(次郎左衛門尉)屋根山城に旗を擧げて南朝に應じたる報あり(三刀屋)、諸國處々穩かならず、寺訴頻に起り盜數、禁中に入り、東宮内侍局の衣裳を取る、幕府探訪すれば、小俣右衛門尉の家人門衛輩と相通じてなしたるなり、即ち捕へて皆所領を收公し、犯人を二條河原に斬首す(師守記)。大學頭紀行親も亦強盜に及傷せられて死す、近來儒家の良師範なりき、外記中原師右は公務雜訴に鍊達し、問注所道太は武家政務の故實者なりしが、並に相繼いで死せり。

〔寺社の紛争〕 四月十二日、叡山中堂の長明燈故なくして滅す、傳教大師手づから燈火を取りて三挑燈に點せしより、元暦、承久、正中に此異ありて皆亂を生ぜり、朝廷これを忌み、陰陽頭安倍國弘に命じ御卜を行はれしに、其徵に、病を慎み、口舌動搖し、且怪所の火を慎むべしと奏す、因て天台座主を改め、光明帝告文を納めて謝せらる。幕府興福寺の訴三條を裁決し、大和土打段米(評す)を兵糧料に充つるは建武四年一ヶ年限なれば、造寺料足に還すこと相違あるべからず、諸供米下は兩(大乘)院家承諾せり、狼藉者好專の處分は聖斷たるべしと、事書を以て諭して好專を勸勤ありけりと、學侶は大乗院孝覺と不和にして猶承服せず、十六日神木を木津に移す、文殿の協議により四條隆蔭を勅使として慰諭せらるれども、聞入るゝ色なし。京師の人心恟擾す、十九日賀茂祭は神輿神木に依て略せられ、檢非違使の臨めるは大友尉源氏頼、志坂上明方只二人のみ、氏頼還り一條大路

に及ぶとき、官人喧嘩し一人を殺害す、其下手人を捕へたれど、一方死したれば、放免す、直義第の警戒頗る嚴なり、夜討を謀る徒ありと風聞し、五月初め江州より三四人を捕へ來る、其内に山徒も少々相加はると云ふ。興福寺訴の土打段米は、院家の絆を止めて律家一圓に管領して造寺に充しめ、諸供米下の内一切經供料は十八月米下と協定し、好專を流罪に處すと院宣あり、學侶猶承服せず、六月廿二日神木を宇治平等院に移し、藤氏公卿大訴に依て神木を京師に入れんとす、先規に遵ひ盡く供奉に御迎あるべしと移牒す、洞院左府其首にあり、公賢笑て吾は辭表中なり削除すべしといへり。衆徒迫て大乘院と分離せんと請ふ、直義二階堂行朝を遣はし公賢に問はしむ、公賢いふ斯くの如くならば一乘院の主張なり、勅命を以て嚴重に仰せられ、猶承服せざらば、違勅に處せられよと答へたり、行朝馳せ往いて衆徒に告ぐれば、いふ供料を尋究ありて大乘院承服せずば詰責あれといふなりと、院執權、別當等、事書を兩門跡に下し皆承諾したれど、衆徒は猶勅使の諭を聽かず、又幕府の使を見ず。是に於て上皇震怒し、學侶輩の事は最早沙汰の限りなり、強いて歸らしめんには武家と申合せよとの旨なり、幕府も亦命のまゝと領掌す、學侶の使者此由を聞いて恐れ、年少輩の所爲と詫びて、馳返りて其事をいひしに學侶も、色沮み、暫く争ひたれど、七月廿日に神木を奉じて歸り、發するに臨み別當日野資明の氏を放ち、五日にて復せり(圖本)、此時に叡山より天龍寺供養の噉 沸起しけり。

第六十四節 天龍寺供養

天龍寺供養の史的意義——天龍寺建立の批判——天龍寺大造替の裏事情——天龍寺供養と叡山衆徒——山徒噉々類に費す——山徒神輿を中堂に擲す——山徒東大寺興福寺等に移牒す——天龍寺供養の盛備——上皇御幸——興福寺學侶噉々已ます——藤原隆昌諸事八條を陳疏す

〔天龍寺供養の史的意義〕 康永四年の天龍寺供養は足利幕府の始めに於ける南北朝盛衰の關鍵なり、此は禪宗の大刹を創建して顯密法相諸宗の激怒を招きたるが表面に顯はれたる事實なれど、裏面には天下政局の大變化にかゝる複雑なる事情に存在すべし、歴史の觀察者の須く精審なる揣摩を用ふべき要項とす。

〔天龍寺建立の批判〕 太平記は叡山僧徒の手に成るといへば、天龍寺供養の山門噉訴には實録多からんと、康永山門噉訴一件とて傳はれる記録と、相較するに、亦例の敷衍多く、事實の真相は知り難し、但京都奈良の諸僧が思想に映じたる天龍寺建立の批判として摘録すべし。要に曰く佛法も神道も朝儀も節會もなき世と成りけるこそ淺猿けれ、武家輩此の如く諸國を押領する事も、軍用を支へん爲めならば費て力なき折節なれば、心をやる方も有るべきに精なる婆娑羅に耽りて、五色を粧り八珍を盡し茶會酒宴に費を入れ、傾城田樂に財を與へしかば、國費人疲、飢饉、疫癘、盜賊、兵亂止時なし、然に己を責る心を辨へざるにや、夢窓國師左兵衛督に申し、吉野の先帝其神靈御憤

り深くして國土に災を下し禍を成され候と存ず、龜山行宮に伽藍一所建立し、御菩提を弔ひ進せば、天下静まり候べきと申されしかば、將軍も左兵衛督も尤として、夢窓國師を開山とし、安藝周防を料國に寄せられ、天龍寺を作り此爲に元朝へ寶を渡されしかば、賣買其利を得て百倍せり、康永四年に成風の功終へて此寺五山第二の列に至りしかば、公家の勅願寺武家の祈禱所として一千人の僧衆をぞ置かれける、同八月上皇臨幸成りて供養を遂げらるべしとて云云とあり。延元に南北兩帝の争ひ破裂してより、今は十年に及べり、京都は小康を保ち、大和も略静まり、伊勢路も通じ、關東北越の南軍利勢を失ひたるは、幕府の成功と謂ふべきなれど、權門勢家大社大寺の諸國領地は、所得の過半を軍費に徴發せられ、朝廷を始め貴族僧徒等は貧乏するに引替へて、武士は功に誇り賞を邀へ、酒食淫蕩を長じて大路に濶歩せり、是は戰爭時代に必然の事にして、太平記に云爾する光景は、僧徒の憎嫉に止まらず、また朝紳の嘆聲なりしなるべし。

〔天龍寺大造營の表裏事情〕 天龍寺の大造營は宗教の恐怖心より、上下成な先帝の御憤りを鎮むる意に徇へたる事なれど、亦南都北嶺の僧徒が久しき積勢にて、正中元弘以來先帝に味方して國亂を醸發したるを以て、此際に打撃を與へて其勢力を削り、禪宗并せて法華宗などを興張する幕府の深意もありぬべし。此等の計畫は直義の執事高師直が所爲なれど、亦政所に贊助せし政治家の中には常に叡山と中惡しきために往年譴罰せられたる京極道譽等もあれば、京都の宿疾となりたる叡山

の勢力には必ず大痛を感じたりしならん。白河鳥羽の朝より社寺と結託して天下に莊園を取廣げたる藤原氏權門勢家と南都北嶺等の僧徒と、源平の武士と三つ鐵輪にて權力相軋りし結果にて、今は海内蜂窩の亂を發したれば、天龍寺建立には種々重大なる意味の存する事なり、ただ一大寺を興して先帝の靈を慰むる佞佛の擧と思ふを得ず。

〔天龍寺供養と叡山衆徒〕 斯くて天龍寺供養のため國々の大名を召寄せ、天下の鼓騷、洛中の壯觀と聞えしかば叡山の衆徒怒ること甚だし（關太曆）、七月三日三塔に移牒す、近來異類京師に滿ち、夢窓法師として邪法を興張し、聖天子の靈跡を自住の禪室となし、乞丐の僧を棲ませて勅願寺などと稱し、希駕を動かさんとす、奇怪の甚だしき、王法佛法の滅期と謂ふべし、宜しく夢窓を罰し、犬神人に命じて其寺を破毀すべしと。翌日三塔會議して抗疏せる大意は、達磨宗に御歸依ありて、龜山皇宮に天龍寺を建て、勅願所となし、供養を行はれんとするは亡國の兆にして大教凌夷の甚だしきなり、禪法は四教三觀の惡敵にて不立文字は三密四曼の違文なり、宋主これを興して蒙古に奪はれたり、今、日域に蔓衍するは法滅近きにあり、早く天龍寺を毀ちて疎石を流し以て帝道を祈り法命を繼がんと（康永山門）、時に春日神木は猶宇治にあり、富小路内裏久しく起工せず、尊氏より圖様を上皇に伺ふ折柄に此疏を上りければ、上皇驚き、八日梶井妙法院青蓮院三法親王をして僧徒に是は勅願には非ず、武家創立して先帝の冥福を追薦するにより、上皇其儀式を御覽に供せられんとする

なりと諭さる(圖太)、時に三塔再會を催し楞嚴院の返答なき折柄に諭旨至りければ、事暫く止み

(山門墩)神木も亦歸座したり。

〔山徒噉々頻に蜚語す〕 廿二日三塔會議し、日吉神輿を擁して入京せんと謀り(圖太)、數輩仙洞に

至り三千の大衆奏狀を上る(其文さしたる關係なければ略す、太平記の載する所大同小異なり)、陳じて曰く禪法の興行は屢山門を煩ひせ

り、後鳥羽院の時、榮西、能忍等、此宗を京師に弘めんとして、南都北嶺の騷動を引起し、建仁寺を

痴むる時申請して、遮那止觀の上において山門の末寺に隸せらる、其後後宇多院の嘉元寺を起さんと

し給へるも山門より止めて事侵めり、我山の話事たる百王の理亂四海の安危を包む、嘗に佛法のみ

ならず、治承に平清盛の權天下を傾け福原に遷都せんとしたれど、我捧狀にて回鶯ありたるは今に

美談となれり、建久に僧源空が專修念佛を興張せしも山門これを止め、嘉祿に餘殃を戒めて彼が墳

墓を毀ち、徒弟隆寛、幸西、空阿等を放流せり、先蹤の風文未だ朽ちざるに、朝に元老博達の人な

く、警固判斷の輩時俗に溺れて、山門の訴を致すは嘆すべきなり。抑、造寺度僧は禪宗の本分に非

ず、達磨梁武帝に對つて無功德と稱す、故に寺を叢林といふは樹下石上を以て居となすなり、今本

旨を忘れて頻に未作を事とし、門徒黨を結び權家に出入し、輒く民家の財を竭す、悟道の本旨何く

に在るや、鎌倉先代の亡びしは前鑑遠からず、後嵯峨、龜山、後宇多、三朝の禪法に歸依せらる、其

繼體は如何ぞや、後深草、伏見、後伏見三朝に未だ崇信を聞かず、宜しく疎石を放ち、勅願を廢し、

車駕の臨幸を停めらるべし、衆怒を安んじて事靜定するに足らんと(山門墩)、上皇陳疏を御覽じ以て

の外の御氣色にて、是は枝葉のみ多端に渉る申分なり、朕が獨り決すべきに非ずとて、其書を幕府

に下して議せしめらる、左大臣公賢も亦いふ、山徒の申す所は、暴慢の罵言にて議するに足らず、

朝に元老なく、武家も亦輔くる能はずとは枝葉に渉るの甚だしきなりと(太平記に、奏狀を内覽に下さる、

願申さるゝには、和漢此宗を好まば必ず亡ぶとは愚案の第一なり、夢窓は三代の國師、漫に遠島へ遣し、寺を破却すべしとは、奇

怪至極なり、張本を斷罪流刑さるべしと、日野實明申さるゝには、亂政朝に行はれ邪法世に興れば、山門諫申す例久し、いかに寺

を造る共、人の煩ひ歎のみ有ては其益なし、朝廷の資費嘆て餘りあり是を見て山門頻に訴ふ、言者告なし、聞者以て戒むに足れり

と、三條通冬申さるゝには、近年天下の事、大小となく武家の計として觀慮に任せられれば、武家へ尋ね其返事に就て聖斷候べ

しと、諸卿此義に賛同すと、其議を)、叡山沸くが如く廿三日まづ日吉聖眞子を擁して山に上り、夜また八王

子十禪寺の神輿を上す、公文所兼運の使相繼いで變を上る、公賢聞いて是は兼運輩が朝裁の緩怠な

りとして激成したるなり、山徒噉々として頻に蜚語をなし、三門主より慇懃の諭しも聞入れず抗疏に

及びたれば、武家に往復せられしも武家の固執するに依りて三門主登山ありたり、いかで緩怠と謂

はん、若し公武皆斥けて裁せぬならば、山門は自滅せんと怒れり(圖太)、衆徒重ねて三塔を會合せ

んとす、寶幢院は應せず、廿五日會合せしも決する所なし(山門墩)、八月二日火を天龍寺に縱つ者あ

れども撲滅せり(師守)。

〔山徒神輿を中堂に擁す〕 山徒神輿を中堂に擁する十餘日なれど、三門主の與らざるを忿り、六

日に復た政所に會し、今日の事は一山の大訴なり、我叡嶽は王城の鬼門を鎮護するに今禪徒のため

に夷滅せられんとす、勅裁何ぞ躊躇せらるゝや、三門主宜しく參朝して執奏あるべし、猶且淹滯するなれば、七社の神輿を動かして九重を驚かさんと、三條の稟請を坂本の三門主に送り(山門歌)暮比に大宮、二宮、三宮、客人の四神輿を山上に移せり。八日武家より、二階堂行朝成藤二人を洞院左府に遣はし、山徒嗷々たるにより宿老を喚問せんとすれば避けて至らず、方今觸穢中(尊氏七歳の少子朝中)に神輿を動かし諸議の路絶えたれば、三門主へ嚴密に鎮め方を仰せらるべし、猶聞入れずして京師に向ふならば、當に門跡を奪ひて山徒の財産を沒收すべし、斯くの如くんば大變を生ぜん、公賢仙洞に詣り其由を申し、武家の口氣甚だ荒し、勢ひ徒に止みがたし、只宜しく門跡に仰せて彼等の所爲を見るべし、主唱者は固より其の人あり、後々の事こそ嘆息すべしと明日三門主の使者行朝の邸に至り論辨をかさねたれど、幕府に抑へられて志を得ず(圖太)。

〔山徒、東大寺興福寺等に移牒す〕 十三日山徒更に東大寺に移牒し、我山既に舊好を棄てらる、當今京内外の大小禪院盡く破却し、疎石を捕へて遠竄し、以て永く禪法の跡を絶たんとす、請ふ速に一旅を起して聽を驚し奉られよと、又興福寺へ、貴寺は往年和州達磨寺を燒拂はれたる美談を存す、今其先蹤遠からず、天龍寺供養を勅願として臨幸あらんとするを以て、衆憤を慰めんと頗る忠言を盡せど允許なく、却て罰を受けんとす、帝面目を失ふのみならず、殆ど佛門の辱を招けり、事ここに至る、將に本訴を徹して疎石を放流し、盡く禪院を破却せんとす、向ふ所は大義のみ、貴寺尤も

同心ありて、日吉神輿入洛と同一に春日神木を動かし、議に與かる藤氏公卿の氏を悉く放ちて、南北和合して太平を奏せんと申し送れり(山門歌)、京都には日吉神輿入洛すとて、幕府の武士賀茂河原を固め騒動す(師守)、夜三門主阪本より仙洞に參り申入の旨ありければ、女房奉書を以て洞院左府を召され、翌日院宣を三門主に賜はり、天龍寺供養は勅願勅會に非ず、佛事の結縁として翌日に臨幸あるべしとの事なりければ、衆徒領掌し神輿を奉じて歸座せり(師守)、青蓮院尊圓法親王始め皆上表して慶を奏せられ(山門歌)事静まりけり。初め三千大衆の抗疏を起せし時、夢窓國師聞いて頌を作つて曰く法弱魔強供養成、檀那外護出常情、龜山背上天龍睡、猿狙三千呼不驚と、又僧師鍊は續正法論を作つて之れ訪れり(續本期)、其後七社神輿入洛すと騒動の夜、安富民部大輔行長夢む、大猿七疋群列し幣を著たる櫛を捧げて仙洞へ參る所に洞院殿登らる、猿申す、日吉よりの御使なり、此櫛を御前へまいらせ給へとて手移するを持參あるに、幣にてはなく神詠の歌なりき、洞院殿奏聞の後に又幣の付きたる櫛を持出て猿に與へらる、是も御製と覺えて歌なり、憑たのみこよ日吉の神の萬寸鏡、懸ての後はなにか曇らむとあり、猿これを賜はりて社へ歸ると見て覺めたり、神輿は必ず入洛あらず、天下は無爲なりと判じけるが、果して然り、信すべし仰ぐべしとあり(圖太)、先帝の威靈の人心を動かす斯くの如し。十六日尊氏直義天龍寺に詣り先帝の佛事を修め(師守)、一門譜第に我等が勅を承りて天龍寺を建て、先皇の恩に酬い奉るは官私の僉望による、其縁由殊異なれば、子孫の末ま

で専心歸依して寺刹を保安せよ、若し違戻の行あらば不孝を以て永く義絶すべしと、戒しめ書して寺に納む(山門墩 訴一件)、此比慧星現はれ、咳病の流行甚しく、霖雨洪水、大風あり(關太曆 師守記)、人心恐慄し猶更先帝の靈を畏みたりき。

〔天龍寺供養の盛儀〕 斯くて廿九日に天龍寺供養を行ふべきに定まり、尊氏二階堂行朝を以て勅使の來臨を請ふ、因て檢非違使別當四條隆蔭に命せられしに、叡山より故障を申立て、遂に院司高階泰成(右衛門 門佐)に命ぜられ(關太 履)、上皇より疎石に金襴袈裟紫衣を賜はる(夢窓國 師年譜)。當日の盛儀は足利將軍の成業を誇耀する所にて、頼朝の東大寺供養に比す、天下の大名武功ある者を選集して隨兵となす、天龍寺供養隨兵といへば、建武武者所(第六章第 四十七節)と同じく尊卑分脈系圖にも注記し、家々の面目とせり、爰に列記せん。侍所山名伊豆前司(時 氏)鳥帽子著鎧にて先行し路を呵す(同勢二 三百人)、先陣武田伊豆守(武 信)、小笠原兵庫助(長 政)、戸次丹後守(豐前太 頼時 氏)、伊東備前權守(大和八郎左 衛門尉 祐熙 氏)、土屋備前權守(遠 義 氏)、東中務丞(常 顯)、佐々木(佐 渡)、四郎左衛門尉(秀 定)、佐々木(近 江)、四郎(親 氏)、大平出羽守(高 義 氏)、粟飯原下總守(清 胤 氏)、吉良上總三郎(滿 貞)、高刑部大輔(源 兼 朝)、十二騎雙列にて(其兵五 百と云)、次に武田(伊 豆)、四郎、小笠原七郎、佐竹刑部丞、佐々木(信 遠)、五郎、小笠原十郎、次郎、小笠原又三郎、三浦(河 駿)、次郎左衛門尉、三浦(中 越)、次郎左衛門尉、二階堂(美 作)、次郎左衛門尉、二階堂(馬 對)、四郎左衛門尉、佐々木(佐 渡)、五郎左衛門尉、佐々木(佐 渡)、四郎、海老名(尾 孫)、六郎、平賀四郎、逸見八郎、小笠原太郎次郎、設樂五郎兵衛、設樂六郎、寺岡兵衛五郎、

寺岡次郎、逸見又三郎、逸見源太郎、小笠原源藏人、秋山新藏人、佐木(出 羽)、四郎兵衛尉、佐々木(江 近)、二郎左衛門尉、富永孫四郎左衛門尉、宇佐美(河 三)、三郎、清久左衛門次郎、木村(長 門)、四郎曾我左衛門尉、伊勢(由 解勅)、左衛門尉、帶刀にて左右に雙行す(一條大宮より 薄馬場まで騎)、尊氏は八葉車に乗り、南遠江守(繼 宗 氏)は劔、長井大膳大夫(秀 廣 氏)は沓、佐々木(吉 田)、源三左衛門尉(秀 長 氏)は調度、和田越前守(宣 茂 氏)は笠の役たり、直義は狩衣にて車を連れ、高播磨守(冬 師 氏)劔、長井治部少輔(春 時 氏)沓、佐々木(治 加)、三郎左衛門尉(信 貞 氏)調度、千秋(河 三)左衛門大夫(維 惟 氏)笠役たり、並に布衣を上結して後に隨ひ、執事高武藏守(直 師 氏)上杉前彈正少弼(朝 定 氏)高越後守(泰 師 氏)上杉、伊豆前司(重 能 氏)上杉左馬助(朝 定 氏)、小侍所大高伊豫權守(重 成 氏)は布衣下括し半靴を著て従ふ、後陣は斯波尾張左近大夫將監(賴 氏)千葉新介(胤 胤 氏)、二階堂美濃守(通 行 氏)、二階堂(山 城)、三郎左衛門尉(光 行 氏)、佐竹掃部助(義 師 氏)、佐竹和泉守(長 義 氏)、武田甲斐前司(信 盛 氏)、伴野出羽前司(房 長 氏)、三浦遠江守(連 行 氏)、土肥美濃權守(高 實 氏)、十騎雙列、其兵五百にて後を打つ、外様大名の直垂にて従ふ者は、高木佐四郎、長井修理亮、長井(丹 後)左衛門大夫、攝津右近藏人、城丹後權守、水谷刑部少輔、二階堂安藝守、二階堂山城守、中條備前守、園田美作權守、町野加賀守、美作守、佐々木(豐 前)、次郎左衛門尉、結城(大 内)、三郎、大内民部大輔、佐々木能登前司、大平六郎左衛門尉、狩野(野 下)、三郎左衛門尉、里見藏人、島津下野守、武田兵庫助、武田八郎、安保肥前權守、小幡右衛門尉、土屋三河守、疋田三郎左衛門尉、寺岡九郎左衛門尉、田中下總三郎、須賀左衛門尉、赤松美作權守、赤松次郎左衛門尉、寺尾新藏人等卅

二人にて、其兵數百なり、寺門の警固は佐々木(佐)大夫判官(秀)檢非違使たり、二階堂(後)三郎左衛門尉執蓋、島津常陸前司、佐々木三河前司執綱の役たり。是日辰刻より集まりしに、隨兵輩列を争うて變更を生じ、因て遅延し、出門は酉刻に及べり。天下の壯觀なればとて、路筋に棧敷を構へて見物人充滿し、寺門には車を立つる隙もなかりけり。天龍寺には別當日野資明、院司泰成、二人勅使として參向し、飛鳥井中納言(雅)高階大藏卿(仲)等布施取に向ふ、其他公卿殿上人十餘人參會し、僧侶の入場に亂聲を發し、隨兵松明を取りて兩廊に列居す、晴の儀式も夜陰になり皆無念とせり、諷經畢りて願文を讀上ぐ、文は權中納言日野有範の草する所なり(文略す、師守記に載)。次いで布施取あり、疎石に被物、錦一重、綾九重、沙金二裏、水精念珠、衆僧は各被物二重、沙金一裏を雅孝惟仲より傳へ、舞樂を奏し、散する時は子夜なり(圖太)。

〔上皇御幸〕 翌卅日の佛事結縁に上皇御幸あり、未明の御出門にて、西園寺大納言(公)狩衣にて従ふ、勸修寺經顯、日野資明、四條隆蔭參會す、權師三條公秀は致仕剃髮して在せしを參れと仰下され、清貧の老翁出現は斟酌すべしと固辭したれど、強いての御意にて亦參れり、是日守護の武士、庭上の儀衛、みな昨日の如し、一切經供養を修めて結縁し、舞樂を奏せり(圖太)、疎石祝文を讀誦す(夢窓年譜、○、祝文は略す)、上皇便殿に於て尊氏直義に食を賜はり、夜に入りて還御あり(圖太)、幕府權詭を以て諸國の戰に疲れたる豪族を離間し、因て一時の戰勝を收めて太平の功となし、天龍寺供養を遂げ

て成業を示せりと雖も、師直以下の驕溢は内訌を伏し、降附者の怨望は離心を生じ、南朝機に乗じて恢復を圖り、南盛北衰の機は過渡期となり、時局は是より一變するに至りたり。

〔興福寺學侶嗽々已まず〕 九月の初め左大臣公賢固く官を辭すれど上皇旨を諭して留め給ふ、公賢は日來の心案に相違すれど、朝事治し難しと仰せらるれば是非勅定に隨ふべしとて又起ちて事を視る。六日興福寺學侶二人仙洞に詣り數條を訴へ、日野大納言を流さんと迫る(圖太)、公賢外記押小路師守に向ひ、學侶嗽々たり、張本人を治せんと欲す、先例如何と問ふ、師守、記憶せず見當らば申上げんと答へ、退いて人に語る箇様の例は知りても知らぬといふが故實なりと(師守)、尋いで大藏卿雅仲を勅使として奈良に往いて諭さしむ。廿八日上皇雅仲をして、公賢に學侶の鬱憤は院中に事を用ふる藤氏を放たんとすと告げしむ、公賢いふ、此事社安全のため隨分潤色を加へて執奏したりと思ふ、大臣の放氏は先規未聞なり、驚くべからずと雖も、近頃寺邊の風儀は更に法規を辨せざれば恐れなきに非ず、老臣敢て偏執せず、但朝議の輕忽に涉らぬ様に叡慮を垂れられたし、南都の事は詔奏を免せらるべしと申入る。其後大和國に命じ、去年維摩會の缺額二百十六斛を興福寺に給せしむ(圖太)、學侶等猶嗽々として已まず。南都北嶺の頻りに抗訴するは、打續きの兵革に戦費を引上げられ、經濟の窮乏せるより種々の事端を挑起する所にして、權門勢家社社の勢は是より衰へたり。

〔藤原隆昌雜事八條を陳疏す〕

是年咳病盛んに流行して死する者多く、俗間相謂ふ遣唐船の持歸

りなりと、十月廿一日康永を貞和と改元あり、是より先き攝津守藤原隆昌疏し、雜事八條を陳す、

(一)貪婪の徒郡邑に膏腴を求め、寺社院宮王臣に假託し己が莊園と稱し、國宰を經ず直に符牒を發して券を定め、郡司由を陳すれば拘留す、(二)社寺司、又莊園寄人等、土民の耕田を賣買に託して課租を遁がれ、神威を假りて對捍す、(三)當國田原は萬二千五百廿餘町中古以來寺社權勢の莊園増多し、餘す所の公田幾くもなし、本免百町の莊、實は二三百町を包有し、莊司には公田と稱し、國使には莊園と稱し、巧に規避して爭論を起す、此の如き類を増して十町の免は數百町を包むに至る、此は耕人の賄賂に由ると雖も、亦領主の捍行によるなり、(四)神崎、濱崎、抗瀬、今福、久岐、五津の住人、近年寺社權勢に託し、口實を以て在家役を遁がる、(五)檢注使の入部に町畝の法に據らんとすれば、耕作人見作一町を二三段と稱し、聽かざれば權門に託して命を受けず、(六)調米は殊に精好を選むべきに今は糶糠を混す、(七)大江吹田等の御厨檢注職、近世は國司の世襲、吏より兼ねざるに因て、寄人の非法を致して、供御輒もすれば違ふ、(八)近年濟物使の莊園に官物を課するに、廳宣を受けずして國司に督責す、國且堪へず況や小吏をや、是等を肅清停止せられんことを請へり、本日改元の後、洞院左府大納言通冬以下と文殿に議し、舊章に考へて之を裁定す。右大辨甘露寺藤長も參座す、書を公賢に贈り、近來の會議は謬難に時を移せしに、此事の速に落居したるは太平の象といふべき歟と

いへり(圖本)、かゝる宿弊の矯正を得たるやは疑問なれど、亦公賢の朝に立ちて政務を振作したるを見るに足るべし。

第九章 幕府内亂、南北朝度の統一

第六十五節 鎮西南軍競ひ、幕府式目を改正す

鎮西南軍の優勢——越中の南軍——陸奥は兩探題となる——幕府數條の式目を定む——追加條目改正の必要——二月の條目を補正す——京都表面昌平の姿を呈す——朝威頓廢精神人なし——花園法王佛道を修め風雅を娛む——鎮西南軍の形勢——吉野の形勢

〔鎮西南軍の優勢〕 興國七年（北朝の貞和二年）京都は猶無事なり。諸國の南軍競はざれども、鎮西のみは征西府を薩摩に興してより、勢力を維持せり。小貳頼尙肥後を撓ますの策を廻らして、阿蘇大宮司惟時を誘附したれども、亦其望みに副ふ能はずして意甚だ快々たり、復南朝に歸順の意あり、勘解由次官五條頼元これを聞きて招誘せんと、征西府に稟して令旨を下し、苟も元弘以來の忠を存して兵を擧げなば本領新恩並に故のごとくなるべきを保ちて懲慙したれど、惟時猶豫し決せず。阿蘇惟澄征西府に惟時の跡を襲領せんと請ひ、六年九月勅して功賞處分の日を待たしめ、而して惟時に領區復給を以て歸順せしめ、四條隆資添書して勸諭しければ、惟時勅を得てや、自ら安じ心を動かしたり（阿蘇文書）。時に日向守護島山直顯は薩摩に入り、澁谷重興等と南軍を谷峰（鹿兒島郡）に攻め（薩摩文書）、小貳の手馬場三郎、宗刑部は肥後味木莊（益城郡）に據る、阿蘇惟澄これを撃ちて内田公藤五（相模の族の山鹿玉名に居る）米倉五郎を斬り、十月馬場三郎が御船を攻むるを救ひ、太刀撃して七人を斬り、數十人を傷くるに至る。十二月征西府の軍惟澄と合して豊田莊に入り、小駒野城を陥れ（惟澄中狀）大舉して肥後を圖らんと、七年正月、權中納言中院義定谷山より海路を取り二月五日肥後に上岸し、惟澄の來援を促す（阿蘇文書）、上岸の處は八代なるべし、名和の一族内河義直此に據れり。

〔越中の南軍〕 越中に井上俊清の起りしより北軍利を失ひ、吉見頼隆の軍を高槻滑河に窘め、今年三月遂に軍を引いて、八條殿（公卿なり其姓名ならず）、新田式部權少輔貞貞、宗澤彈正忠忠政、富來彦十郎俊行等と合うて、能登の富來院に入り、木尾嶽（羽咋郡）に城いて據る。吉見掃部助これを攻めんと、越中より兵を引いて能登に入り、長井藤内を侍所となし、城の正門に迫りたれど、越中より雨射して得江頼員等を傷づけ、力拒する五旬、五月遂に没落せり（得江文書）、爾後南軍の踪跡は徴する所なく、征東親王の消息は詳ならず。上杉憲顯は猶越後に在りて新田黨と相持す、幕府五十公卿の關所を預けて軍料を助く、（上杉文書）上杉氏越後に據り、上野を兼ねて新田の族と相抗せしは、彼が關東に勢力を植ゑし根底なり。

〔陸奥は兩探題となる〕 陸奥國司春日顯信が伊達信夫に入るの後、八月比は探題石堂義房弟五郎等と相繼いで上京し（師守記に據る）、島山右馬權頭國氏これに代り、今年又幕府より吉良貞家を遣はし、二月相馬親胤、伊賀盛光等に府に會して諸城進撃の計を諮議せしむ（相馬、飯野文書）、國氏は高國の長子、貞

家は滿氏の曾孫(滿氏は季父若馬四郎義隆の子なきを以て、少子經氏に)なり、是より陸奥は兩探題となる(分脈)。結城親朝が幕府に降参の後、恩賞を邀へて領邑を襲はんと求むれども、石堂等約に背いて與へず、甚だ失望し、子顯朝を京都に遣はし、縁故を求めて、舊功家格を備録して訴ふと雖も、亦諸人に抑へられて裁許を得ず(諸家文)、七月島山國氏の沙汰にて陸奥諸郡の檢斷奉行となし、猶安積郡を奪はる、親朝更に吉良貞家に請託して白河莊小野保(岩瀨郡)界の檢注を訴へ、貞家これを京都に伺へと姑く舊に仍て後の沙汰を待たしむ(白河、結城文書)。前年來諸國の南黨が幕府の權詭を信じて降参したるもの多くは此例なり。幕府更に陸奥の南部政行に本領故の如きを以て勸降を贈りたれど、政行は返答せず(藩論語)。

〔幕府數條の式目を定む〕 尊氏は政務を直義に委ね、直義高師直を執事となし、行政軍務みな高一族の手に出て關城陷落を結落として天龍寺供養は幕府の成功を表せり。是に於て二月齋藤玄秀を奉行となし、數條の式目を定む、(一)は故戰防戰の事は縦へ確論の宿意ありとも上意を仰がず、我意に任せて關殺に及ぶは罪科輕からず、所詮故戰に於ては理運あるとも御免あるべからず、防戰に至つては若し道理ある者は免許せらるべきか、無理の輩に於ては故戰同罪に行はるべし。(二)刈田、狼籍の事は檢斷方の沙汰として糾明あるべし、所犯露顯せしめば、所領三分一を召放さるべし。(三)諸國の新關并に津料は諸人往來上下の煩ひをなす、太だ以て然るべからず、早く本新共に停廢せらるべ

きか。(四)無理の輩他人の借書(借用書)を誘き取て、負人(債務者)を誣責せしむるは、其煩ひなきに非ず、早く政所方の沙汰として炳誠を加へらるべし。(五)山賊海賊の事出入の在所を尋究し、若し領主に同心の儀あらば地頭職を改替せしめ、守護使に入らるべき歟。尋いで評定の結落にて、文書紛失輩の訴は内談方の所務たるべきの由、先日其沙汰ありと雖も、建武三年以前に於ては事書なきの間、委細の旨趣を糾明する據なきが、先例に任かせて當知行の實否を尋問證人あるに於ては、紛失せる安堵の御下文を成賜ふべし、同年已來の分に至つては舊規を守り、事書在所(恩賞方安堵)に於て其沙汰あるべし、次に不知行地の事は内談方に於て且當時の領主相尋ね證跡を糾明して是非すべし、子細は同前(建武式)と定めたり。是等の追加式目は戰爭間の處分に關係頗る重き條項多し、果して勵行せらるゝことは北條氏無事の時さへも疑ひなきに非ず、南北紛亂中の事なれば名實相違の事も多かりしならん、されど諸國の地頭領主を維持する法規は自ら儼存す、決して空文徒法には非ず、當時ま

で莊園の成行は領地粉碎し、一郷一圓の領主は甚だ少きのみならず、一村を數人に配分せられ、數多合せて豪族をなしたれば、文明應仁以後の割據とは大に相異し、文殿政所の沙汰にて所有權を定めたる力は猶強し。

〔追加條目改修の必要〕 されば此追加條目は改修を加ふる必要を生じ、十二月、一方内談頭人高師直、門真寂意(左衛門)を奉行として國司領家の年貢對掣地(年貢の取)にかゝる事を定め、右は貞永

式目に就いて其沙汰あり、地頭以下の領主が裁許に應せざるの日には所職を改補せらるると雖も、本所の年貢失墜する條は(領家へ年貢の)入(入るなり)理致に背く歟、仍て自今以後は下知違背に及べる期には彼職を收公し、新司を補する時に前司の未済五分一相應の地を本所に分付すべきなり。次に後年の年貢は、同時の裁斷なければ、相論は亦休むべからざる間、毎年の分限を勘合し、彼是共に永代を限りて下地を本所に分付するの後、一向に地頭の所役を止めて、相互に知行を全うすべし。今年以前に於ける分は、近年擾亂にて諸人窮困の間、寛宥の儀を以て所職は改補する能はず、前後の年貢は下地を本所に避渡すべし、子細は同前若し此法に背き割分地に於て領主等違亂を致さば、先例に任せて彼所領を收公すべし。次に他の罪科に依て所領を召さるゝ事は、未進相積むの由を雜掌訴訟を経るの時に地頭等不慮に件の所領を沒收せらるれば、新給人を治定の時に下地を分付すべし、子細は初段に同じ。次に替地を得る事、縦へ替を充賜はすと雖も、他の所領ある者は本知行の年貢を沙汰致すべきは勿論なり、況んや其替を充給れたる者は猶豫に及ばず、空しく辨償せしむべし。次に一旦の領主の事、或は裁許未定の地と稱し、或は料所預地と號し、領主等子細を申すにより、動もすれば施行猶豫の間に年月を渉るの後、本所の年貢も亦失墜すなど、ただ然るべからず。向後は未進といひ、現在分といひ、當知行の仁に懸課すべし。次に非分の押領輩は輕々しく其名字を施行成がたし、領主治定の程はまづ專使に仰せて檢納せしめ、限りある年貢は本所の雜掌に勘渡すべし、次に

武家領の佛神用、并に領家職預所等の年貢は、本所の年貢に違ふべからず、仍ほ子細同前との數條なり。本所地とは公家寺社家の政所直轄にして文殿の裁決に屬す。後世の御朱印地の如し、其下地を地頭の受領するは小作人に過ぎざりし、幕府の設けより此地所減少して、京都の經費乏少を怨み、因て公家の世に復さんとせられしも時勢許さず、南北の亂にて益減するのみならず、又年貢を溢滞するにより、南都北嶺を始め寺社の嗽訴頻に起り、縉紳は武家守護の專横に苦しみたれば式目は特に處分を重じたり、されど爭亂繼續するに従ひて未進抑留益多く、遂に公家寺社の衰微と成行けり。

〔二月の條目を補正す〕 又二月の條目を補正し、(一)故戰防戰は自今以後堅く停止せしめ、尙違犯する者は本領に淮じて悉く所領を召上げ違流に處し、次に與力人は所領を召上げ、所帯なき者は遠流に處すべし、防戰に至つては、領主に非ざる者ならば故戰同罪たるべし、理運の仁ならば事體に従つて其沙汰あるべし。他人の所領に亂入して非分の押領を致す輩の事、補任裁判の公驗を帯びず、使節の遵行を待たず、さうなく亂入狼藉を致すは、造意の企て太だ以て無道なり、向後は停止せしむ、若し違犯の族は本人といひ、與力人といひ所領三分一を收公し、所帯なき者は流刑に處すべし、縦へ奉書を遣はさずとも、未だ喧嘩に及ばぬ先に其場に馳向ひ、彼輩を追出して本知行を沙汰し、付けて、仔細を注進すべく、守護人に仰すべし、次に使者遵行地は本所新恩を差別すべからず、嚴密

に其沙汰致すべく、旨趣は同前なり。(二)刈田狼藉の所犯治定ならば、所領五分一を召上げらるべく所帯なき者は流刑に處すべし、與力人も同前、近年或は他人の所領を押領し、專使に對して遵行を妨げ、或は私の宿意を散せんがために黨類を率ゐて合戦に及ぶなど、造意の企て重科通れがたし、所詮守護并に使者の注進に就て罪科に處すべし、但事體の輕重に隨ひ輕重あるべし、次に使節難澁の咎は所領五分一を分召さるべし、(五)山賊海賊の在所、領主同意ならば永く改補せらるべし、本所寺社領は靜謐の程に地頭を補せらるべきや否や奏聞を経べし(建武式)、安藝國人熊谷直熊田宅を分つて叔父有直に給せしに、有直死して遺妻智阿尼これを還さるる六年に及び召喚すれども至らず、十二月に新令の如く其田宅を直經に還して、智阿が所帯五分を收公せらる(扶桑略)、美濃國小木曾莊(那今般原の四に茨曾村あり、其邊の地より、吉蘇小吉蘇の山嶺は信美に兩)は高山寺社にて、眞壁政幹(眞壁は常陸にあり)地頭となり租課を納めず、雜掌に訴へられ、守護土岐頼康が代官これを喚べども出對せず、直義の沙汰にて違背の罪を免れずとて、建武四年以來の勘料及び滞租を濟して結解せしむ(前田家藏文書)、是みな本年の裁許にて式目實施の程を徵すべき實例なり。

〔京都表面昌平の姿を呈す〕 諸國の戰災は鎮西を除くの外は熾熄に近く、天龍寺供養の後、武家の功臣益驕縦を増長して、内亂の僭勢益積りたりと雖も、京都の表面は昌平の姿なり、内裏の造營は猶行はれざれど、禁中仙洞は宴遊佛事など頻に行はれけり、太平記に、上杉伊豆守重能、島山大

藏少輔直宗は、才短に功少きも官位恩賞の超越せんことを思ひ、高師直兄弟が執事として萬づ心に任ずるを猜み、吹毛の讒を構ふる事休時なし、されど將軍も左兵衛督も執事兄弟なくては誰か天下の亂を鎮むべきと他に異りて思はれけりとあり。斯る内部の軋り合は蓋し久しき事なるべし、園太曆に四月廿三日聞一昨日上杉伊豆守重能武家の勘氣を蒙りて、雜訴の口入あるべからずとの由これを示すとあり、是等の緣由なるべし。重能は上杉氏の宗を相續し、亦政務の心得あるにより、父の後を承けて尊氏に信任せられたる一人なり、貞和の初めなりき、直義が等持寺に於て九月十三夜の連歌會を催せし時、大雨なりければ救済が發句に「雨の夜も月のあたりは雲あかし」と仕りたり、伊豆守執筆にていふ、雲あかしとは何れの字を書べくや、赤とはいかや又明の儀にてかなふべからずと難ぜしかば、救済是非を申さず歸り、直義たゞ假名にて書かせけり、上杉は鎌倉連歌を執る故に救済をきらひしなり(東野州問書)、重能は歌道筆道に達せし人なり、歌の流派確執は他に類推しがたけれど、亦偏執強き性質なりしにや。師直の功名富貴に驕りて淫蕩なりしは、太平記のいふ所も無根に非ず、今は其極度に進める候なるべし、園太曆に、八月十八日、今日聞武藏守師直有蚊觸事仍不及三出仕云云、爲天下可驚事歟とあり蚊觸は發疹をいふ、大驚を喫せしは石清水放生會に觸穢による歟の如くなれど、瘡疾に罹りたるに非ざる歟。

〔朝威類聚繕神人なし〕 左大臣洞院公賢は前年來再往辭表を上れど許されず、罷勉出仕せしが、六

月十一日參院の次に又辭退を申し入れ其意益固し(補)、時に上皇寵愛の左舞人葛榮の子明菊丸(名は猶子童々丸(葛)を召覽せられ、此比は處々に其藝を施し祿物を受くる田樂法師の如し、人却て墮落を惜めり、十五日仙洞にて密に舞御覽あり、公賢へ必ず參れ、大臣の座に著くには非ず簾中に候せよとの仰せなり、時に永陽門院(後深草)薨じ卅日中なり、公賢歎じて、予は元來此の如き事を好まず、且門院の憚りもあるに、近日は讒人禁中洞中に充滿し頗る時議に違ふ、勅問あれば言ふべしと雖も其儀なし、狀を進めて諫諍するは忠臣の節なれと用ゐられざるを知れば詮なし、仍て千萬の所存は卷いて懷にし畢れりといへり。斯くて參洞して簾中に候すれば、幕府より造内裏を急ぐにより其様式の指圖註記の事などを囑し給ひ、舞席に就けば前權大納言大炊門氏忠來る、伶人の座に著くと仰せらる。其體甚だ凡卑なり、權中納言洞院實夏以下は簾中に伺候するに簾中に推參したりと(圖太)、朝威の頽れて縉紳に人なきを見るべし。時に右大臣近衛良基關白となり、左大臣の上班宣下後なりければ、公賢は罷められ、聽て良基左に轉じぬ。

〔花園法王佛道を修め風雅を好む〕 花園法王は萩原宮に閑居して世事に與り給はず、佛道を修め風雅を娛みて年を送らせられ、上皇折々御幸ありしに、五月比より不豫なりしかば、上皇數日駐蹕あり、壽子内親王は暫く留りて御所となされぬ(圖太)。法皇は京極爲兼の歌道を主尙して御子左家の風を嫌ひ給ふこと第一章(第三)に述べたるが如し、伏見帝以來勅選を遂げられざりければ、法皇親ら

選まんと早くより偏く和歌を徴し給ひ、今年十月に至り春部一卷成り風雅集と名づけらる。法皇素より漢才に秀て又和語にも巧みならせ給へば、婦女などの忌嫌なき様に集名を定め、漢字の序を御製ありき、其文に昔日紹天日嗣、萬機事繁。今者在風塵外、隱棲境閑。兵塵全收、野駒不繫。四海波和、貢篋無滯。恐諸道衰而衆藝廢也。於是追元久遺蹟、釋新古詞藻、輯其目略心愉者、名曰風雅和歌集。所以存正風於季世、而解衆感上也(全文は本集に載す)、尊圓法親王これを書寫せらる。十一月九日竟宴あり、民部卿御子左爲定これを讀む(圖太)、されど爲定は選に與からず、宗良親王は爲定を師とし、續後拾遺の選にはまだ親王になり給はぬにより其歌を採らざりしに、今回は爲定選者に與からずとて歌を詠じて惆悵せらる(李花)、他日新葉集の選ある原なるべし。二階堂貞宗は爲定の父爲世の門なりしが、後に高野山に入りて、僧となり、頓阿と號す(二階堂)、近衛關白の諭しにて詠歌を進めしに、其中より「白妙の夕つげ鳥も埋もれて、あくる木末の雪になくなり」の歌を「雪やなくらん」と御なをし有て此集に入らるべく仰下されしに、左様になをしては平に御免あるべき由を固く申上げ、別の歌入りて是は入らず、道は如此といへり、後の人げに雪やなくらんは無き所なりと評判せり(東野州)、和歌の流派固執は概ね此類なり。

〔鎮西南軍の形勢〕 是時に當り河泉紀に兵塵動くと雖も、南朝の戰機未だ熟せず、鎮西には征西府力を肥後に展べんと、中納言中院義定八代に駐營し、阿蘇惟時に歸順を勸む、惟時亦悔いて應ぜ

んと欲すれど吉野の意を疑懼す、義定因て北畠一品入道、四條隆資と往復の書を示す、惟時意や、決し是夏自ら義定の營に至りて他なきを表せしが、諸將の郡浦を收めて恩賞地に分たんとすと聞いて憂懼す、義定慰安していふ、阿蘇は當國の一宮にて、先帝の擧げて社家に賜はりたる神地を安んぞ改動あらんと具に條列して吉野に奏せり(阿蘇文書)、征西府には河邊高城諸軍島津道鑑の營を襲はんと謀る、六月別府氏仲間の女逃歸りてかくと告ぐ、道鑑滿家院の兵を催しこれに備ふ、八月伊集院道忍若松城を抜く、九月澁谷の族野崎の壘を棄て南北道斷へ、伊作道惠、二階堂行仲、孤立の形に陥みれり、道忍が鮫島氏と來り攻めんとするを聞きて、急を奉行所に告ぐ、道鑑郡山頼平をして郡山城(日置郡)に據りて南軍を防がしむ(薩藩舊記)、是月少貳頼尙軍を率ゐて肥後に入り、宇土郡古保里に至る、探題一色道猷阿蘇社に大般若經を轉讀し神樂を納め、所願成就せば領邑を進めんとて惟時の意を動かす、中院義定使を阿蘇に馳せて曰く、少貳將に來襲せんとす、禦備甚だ苦しみ、足下の強援を待む、九州浮沈の決なり、幸に良籌計を運せられよと、惟時猶兩端を懐く(阿蘇文書)、閏九月二日少貳頼尙軍を二手に分ちて八代に向ふ、自ら將となり宇土郡より守山關を攻め、一族經尙は相良定頼等の兵を率ゐ、葦北郡より進んで田河内關を攻む、中院義定は内河義直と兵を分つて之を守禦す、頼尙方に守山關を陥みれんとす、阿蘇惟澄小河城(下益城郡)より兵を引いてこれに赴き、頼尙が軍を撃ちて大にこれを破り、日奈子、高木、弓削、丹次等數十人を斬りければ、敵馬を棄て、甲を委して潰走す、明

日追撃して大原野に至り、頼尙阿彌陀峯(守高莊木原山なるべし)に據りて防守す、八代の兵に戰意なきを以て惟澄も亦引還れり(惟澄申狀阿蘇文書)、惟澄八代に至り、義定に面會し、軍事を申合はせて還りしに、十月に至り小貳また八代を攻めんと圖る、惟澄使を遣はし小川に城いて備へしむ、十三日頼尙果して八代に向ひければ、惟澄今宮(隈津に在るべし)の險に據りて牽制し、合戦する數日、山崎の對城を奪ひ、安見岡を陥む。翌月少貳の大軍八代城を攻む、義定義直險に據りて拒守し、惟澄の援兵を促がす、惟澄暫く力を極めて支持し其疲るゝを待たしむ、既にして八代の諸寨兵糧皆乏し、頼尙兵を潜めて種山シノヤマ黒駒の險要を抜いて城背を搏ち、八代出入の路絶えたり、是に於て惟澄兵を發して來援し對壘を構へて米山營を攻む、内河縫殿允兵を將ゐて來たりければ、惟澄これに對壘を守らしめ、自ら兵を引いて兩城を取還さんとす、少貳の一族對馬豐前次郎、筑後孫次郎、兵數百にて米山に押寄せ縫殿允壘を棄て、走る、惟澄竹崎左衛門太郎と引還し、敵を追散せり、内河遂に今宮荒尾を頼尙に與へ、八代の南北を分つて和を講じ、頼尙引還へる(惟澄申狀)、此戰惟時險に據りて少貳の爲に守禦せる故に惟澄力を展ふるを得ず(阿蘇文書)、島津道鑑征西府の軍盛んなるを幕府に告ぐ、幕府今川伊豫守貞世(範圍子の弟、後に了俊と云)をして九州軍事を掌らしむ、書を道鑑に馳せて、伊集院鮫島輩敵を助くる者は急に之を撃ちて澁谷の族私に營を棄つる者は兵を催促し、尙聽かざれば所領を收公し一色道猷と協謀して平定の功を成すべしと令せり(薩藩舊記)。

〔吉野の形勢〕 吉野には北畠親房、四條隆資と心を協はせて恢復の策を畫し、關東故舊の者を招誘しければ關東の諸族復起れり。熊野及び四國中國の海賊(水師を云)を催して、九州に綴り、海濱を攻略して敵を惱まし(阿蘇文書、薩藩、舊記、深堀文書)、中院中納言の八代城には、熊野の海賊至りて敵の水路航通を斷ち、八代の關船と相應じて少貳の背撃を防止したり(八東文書)、十二月八日改元して正平と號す、十三日使を遣はし、九州に往いて方略を授けしむ(阿蘇文書)、石見には三隅城の軍都賀郷(那賀城)に入り上野頼兼と對峙し援兵を行在に請ふ(吉川文書、阿蘇文書)、西國の南風益競ひ戰機一轉を兆せり。

第六十六節 京都倫安、南朝恢復を畫し、征西府肥後に移る

鎮西の捷報至る——京都倫安——京都人氣不安——征西府肥後に向ふ——關東の南軍復起——親房隆資等京師恢復の師を擧ぐ——幕府高師直師泰をして南軍に當らしむ——鎮西の形勢——征西府肥後に移り北軍沮喪す

〔鎮西の捷報至る〕 正平二年(北朝貞和三年)正月吉野に鎮西の捷報頻に至る、八日繪旨を以て阿蘇惟澄等の軍功を褒獎し、兼て惟時に本領新恩復給を以て歸順を勸む、時に少貳頼尙も亦幕府に惟時が八代の役に防禦の大功を報じ、殊褒を請けて以て深く結托す(阿蘇文書)。征西府の軍は島津道鑑を攻め三日兵を休めず、道鑑の援兵散じ歸り、寡弱にして自ら守るのみ、南軍谷山に會し壘を築いて迫らん

と謀る、道鑑偵知し、兵を比志島氏に乞ひて守禦す(薩藩、舊記)。去年八代の役、阿蘇惟澄兵を征西府に乞ふ、谷山の戦急なるを以て報するに違あらざりしに、廿日吉野使者到り方略を授け、併せて東國競起の旨を告ぐ、廿八日參軍某卿(中院法印なるべし)惟澄に事情を報じ中院中納言、五條勘解由次官の交々兵を促がすを以て議處せんとすれど、未だ決行するに至らず、少く之を待て、八代の事は最も軫慮す、幸に救援の力を惜むなかれと申送れり。二月少貳頼尙使を阿蘇に往復し、誓書を惟時に與へて、患難相謀り細大隠すことなきを約し、尊氏も亦書を與へて軍忠を獎勵す(阿蘇文書)、因て惟時尙は志を驕さず。月末に四國中國の海賊船卅餘艘、日向の目井浦(那珂郡、飯肥)より内之浦に入て、肝付氏等を助く、野邊盛忠これを道鑑に報ず、道鑑恐れて重久氏等の兵を催促し防禦益困めり(薩藩、舊記)。

〔京都倫安〕 京都は泰平を謳歌し、公家衰へ武家益矜式を長せり、正月十九日皇太子持明院に行啓ありて、其ま、滯留せられ、廿二日上皇と共に文殿の評定に臨み、廿六日には上皇褻御幸始めとして法皇を萩原宮に省せらる(關太曆、師守記)、武家には尊氏直義が第に日を分ち射を觀しに、直義が邸にて二階堂美濃守(通行)中條備前守(長秀)席を争ひ、勝たずして怒り歸り剃髮す、廿六日に、尊氏、直義は高師直、上杉重能等を随へて石清水に詣づ(師守記)、一月陰陽頭賀茂有俊告ぐ、前月辰星歳星相犯し、昨夜(日)太白昂星を犯す、咎微輕からずと(關太曆)、晦日上皇天龍寺に幸し、長老房の西面に於て嵐山の櫻花を御覽あり、去年疎石は住職を徒弟志玄に致して東堂にあり、亦參り嵐山より掘出せる長

七八尺廣五六尺にて石苔を生せるを示す、晩に西芳寺に幸し、舟を花陰に繋ぎ、調樂夜半に至り、翌三月一日還宮あり(圖太)、世良親王の河端遺宮に櫻花を植ゑ初めてより、今は數百株の盛を致す、是嵐山櫻花の起りに於ける盛事なり。文殿政務の當日に議奏出仕せざること多し、寄人に自今不參會者は嚴責すと達せられ、二日上皇親臨し評定を行はる、前相國久我長通、前左府洞院公賢、別當日野資明、前中納言葉室長光、及び寄人皆參す、たゞ執權勸修寺經顯温泉に療病中にて至らざるのみ、文殿の政久振に行はる(圖太)。

〔京都人氣不安〕 是月九日直義の妻(諡川貞)懷妊し著帯を行ふ、園太曆に、生年四十一歳初めて此事あり、希なる儀歟とあり、太平記に嵯峨往來の僧驟雨に逢ひて仁和寺御堂の側に雨宿りし、夜半に六本杉の怪を見たるの談あり、曰く直義の妻に大塔宮憑りて男子に生れ、夢窓の侍者妙詰に峯僧正憑りて政道を亂し邪法を説かせ、知教は上杉島山に憑り、忠圓は高兄弟に憑りて大亂を構出せんと、南朝の天狗評議をなすとあるは、當時京都の小説なるべきも亦少しは事實のありたることなり。二月十七日の夜半、馬一疋直義の邸に走入り吐血して斃る、卜筮せしに以の外の事といふ、醫師典藥頭和氣仲成、仙沼子一裏を進む(太平記に副成一人にて、典藥頭に進むとは非)、園太曆に六月八日世上騒動、是左兵衛督背有二三禁事(二禁は)加_レ之室家産氣分云云、一禁無_レ殊事、産事午尅男子平産云云入_レ與甚云云、及_レ晚上皇還御、以_レ教書被_レ遣_レ御劔云云、兵衛督依_レ雜執事、不_レ問_レ産所(吉良禰義の二條京極邸)、在三_レ條坊門とあり、頗る

人に奇怪の念をなさしめたり。京都の人氣安からず奇異の事のみ多し、上皇の近臣四條中將隆邦は(師隆)光明帝にも昵近し恩に狎れしが、天龍寺行幸の比の供奉より歸り發狂し、馬に乗りて唐門より入り街を控へて南庭に立ち後宮に向ひて去り、明日仙洞に突入し、後宮を廻りて去れり、葛川に送り祈禱して物氣を禳はしむ。中原章頼は宴會に叡山の田樂法師を殺して三塔の怒を激し、檢非違使人を差して祇園社の獅子舞徳多氏の宅を毀ち、上皇宣命し馬上役を課して小五月會を行ひ、叡山を悅ばせたり、六月仙洞の中門檜皮の上に、黄昏に緋袴を著たる宮人の徘徊せしが、暫くして見えずなれりなど京都の人口とりと_レなり(圖太)。上皇武家は禪僧に信依し、種々の佛事を舉行あり、上皇の不豫により公卿に課して八萬四千基の石塔を建て、祈り、又上皇の御沙汰にて公卿に北野の萬度詣をなさしめ(圖太)、院宣を下して直義が建武以來創めたる諸國の寺塔に利生塔の通號を賜はりたるも是年なり(筑後歴、世文書)、蓋し南朝は戰敗により恢復の氣滿ち、京都は内亂の兆の外發したる久し、されど其裏に住したるものは醉ふが如く、人々の氣いよ_レ虚しくして危険の心は遂に怪異を目睹するに至りたるものなり。

〔征西府肥後に向ふ〕 鎮西には南軍水師を以て運動を始め、五月の始め海賊數十艘筑前の大島海に現はる、宗像氏警を博多に告ぐ、一色道猷驚き自ら將となり往いて救ふ(龍造寺、深)、是れ松浦に向へる船なるべし。征西府谷山の軍は島津氏と相持すること久し、中村覺純欸を送りければ兵を濱崎

に潜めて援路を絶ち、四國中國の兵船も亦谷山に會し、軍容益壯んに、島津道鑑は守禦益困み、澁谷重興、市來崎、河西等之を援けて苦戦せり(薩藩舊記)、肥後の河尻幸俊、詫磨宗直は素より幕府に附けり征西府より菊池武光 山名因幡守(名聞、新田山名なるべし)をして之を伐たしむ、是に於て武光詫磨城を陥る、宗直河尻に走りて幸俊と合し山名の軍を拒む、菊池の族鹿子木大炊助が叛くに會し、菊池山名敗れて退く、豊前の宇都宮大和守も亦幸俊と隙あり、幸俊が後を撃たれんことを恐れて出でず、因て北軍競ふ能はず(鎮西志)六月三日、薩摩の澁谷重興力戦して東福寺城を抜き、これに據る、六日征西府熊野の水師數十人を遣はし海陸並び進み、明日新福寺外城を焼き、兵を縦ちて島津氏を苦しむ、九日南軍牛下に陣して通路を截ちければ、城兵來たり争ふて殺傷甚だ多し、熊野海賊至り手を合せて急に之れを撃ち、肥後の關船も亦至り島津の兵益屈す、道鑑の弟和泉忠氏濱崎城に向ひ中村覺純と奮戦して遂に之を陥る、重興は紫原に押寄せ力戦以て日を送る(薩藩舊記)。道鑑の催促により薩隅口より谷山の營に赴援する兵相繼げども皆撃破せられ、道鑑の子重久、氏久、及び一族負傷し殺獲せらるる者衆く、十九日矢上中村降を納れ、南軍急に攻めければ(阿蘇文書)、道鑑營を棄て、退走せり。八代城に兵船乏し、阿蘇氏の船未だ至らず、中院義定は阿蘇惟時が猶志あるを知り之を招けども應せず、適惟澄の使至りければ、復書して事情を告げ、且牛下の戦捷近きにあるを示す、惟澄乃ち兵を率ゐて敵の根據(其地詳ならず)とせる城を抜く、義定報を得て喜び、使を馳せて曰く、此城の擧る、外間皆謂

ふ敵計頼に沮めり、快と稱すべしと。七月十八日義定は兵を縱つて少貳頼尙が軍を撃ち、大にこれを破る、頼尙三池船に乗りて走る、適々松浦黨の兵も亦來會し義定の軍大に振ふ、一色道猷筑後肥後の敵勢強しと聞きて、自ら將となり往いて援けん、廿日を期して兵を催せしに竟に事に及ばず。菊池武光、阿蘇惟澄の使交、八代に至り應援を約す、廿日八代の軍夜に乗じて川田松山を奪ひて據りければ、大木割の敵孤立す、少貳の別軍小川に侵入し、後尾に壘を構ふ、惟澄これを撃ち力戦すること數日、遂に援兵の接せざるに因て志を得ず。征西府既に牛下の戦に勝ちければ、勘解由次官五條頼元別軍を督して肥後に向ひ、廿四日阿蘇惟澄に援兵を促す(惟澄申狀、阿蘇文書)。

〔關東の南軍復起〕 關東には南軍復起り合戦最中なるべきも傳記闕けて詳かならず。七月吉良貞家自ら將となり、靈山及び藤田宇津峯に向ふ、十八日仁木式部大輔は伊賀盛光等を率ゐて鉢椎城より進む、結城親朝は子顯朝を遣はし、相馬胤平は子左衛門次郎を遣し、催促に應じ吉良氏の軍に會せしむ、廿一日貞家諸軍を指揮し藤田城を攻む、仁木氏は宇保澤に陣し坂口を塞ぎ、進んで西門に向ふ、城兵逆撃して勝たず、城に入りて固守す、明日仁木氏國魂岩城等の兵を合せ、正門を攻めて其壘に迫る、城兵の拒戦甚だ鋭とし、寄手殊死して戦へども勝たず、因て對峙月に亘りて陥ららず(相馬、結城、飯野、岩城文書)、時に鎮守府將軍春日顯信は猶宇津峯にありしや靈山に向ひしや考ふべきなし、又、結城親朝は病氣なりしが程なく卒せりと云ふ。

〔親房隆資等京師恢復の師を擧ぐ〕

北畠親房、四等隆資等の計畫略成り、七月京師恢復の師を擧

ぐ、河泉紀の南軍蜂起し河内東條を本營となし、吉野の軍と路を分つて河内の處々に合戦始まれり

(東金堂細々要記、關)。八月十日楠木正行紀伊を徇へて隅田城を攻む(和文書)、熊野の諸族もとより南朝に

附けり、是を動機として近畿競ひ起り、京師小康の夢は驚破せられたり。京師には徳政條項を議せら

れしに、此報に驚き細川顯氏を將とし、佐々木氏頼等と共に十九日發向して、天王寺に陣す(關太

榎木)、和泉の南軍勢甚だ壯なりと聞きて、京師より諸手の兵馬續々發す(天正本太平記に、宇都宮三河守、赤)、

廿一日顯氏堺浦に進む、兵力寡弱なり、若し敵襲撃すれば應戦に苦しむと報ず、京師の人心恟々たり

しに、泉軍の少し退きしに因て稍安きを得たり(關太)。楠木正行軍を河内に還し、廿四日池尻に戦ひ

九月八尾城を攻む、顯氏これを偵知して直に河内に赴き、南軍負色なりしに、十七日の夜正行兵を

潜めて顯氏を襲撃し(和文書)、大に教興寺(太平記の)に戦ふ、顯氏敗績し、死傷無算、兵衆逃散す。幕府

には河内の敗報と共に關東の飛騎も亦至り、常野蜂起し、小山小田一團となりて背き、宇都宮氏は

吉野より到着すと報ず(關太)、廿八日更に山名時氏を遣はして天王寺を援け(諸寺文)、相持すること

月餘に及びぬ。十一月廿六日、正行又和田助氏を先陣となし(和文書)、和泉に向ひ未明に天王寺堺浦に

押寄せければ、顯氏防ぐ能はず、兵を應いて引退く、時氏力戦甚だ苦しみ、舍弟三人一處に討死し、

時氏父子(子師)負傷し、散々になりて逃歸りければ京師の驚愕以ての外なり、直義更に大軍を遣は

して之を撃たんとす、諸將兵を集めて周章甚だし(師守記、和)、河内東條の本營は此機に乗じて紀伊

を攻略せんと謀る、幕府紀伊の主將(周助)諜知し、白鬚黨を野伏となし、池田莊芋畑(河内茨田郡)を

抄略して其謀を沮む(紀伊續)、直義京極道譽等をして東條に發向せしむ(蘇藩關)。

〔幕府高師直師泰をして南軍に當らしむ〕 十二月幕府高師直師泰を大將となし、大軍を以て東條

を攻めんとす、十一日其先軍途に上る、南朝和泉守護代兵を發して渡邊に禦ぎ、書を國人に馳せ、

是大事の戦争なり、勇ある者は盡く發して軍に充て、所持の楯を盡して來たれ、不足は補給す、遅

々するなかれと、十四日敵軍已に路に及ぶ(和文書)。是夜高師泰先發して淀に陣す、顯氏の敗還より京

師の恟擾日に甚だしく、火災頻に起り虚日なし。十六日持明院北大路火起り、松殿忠冬の第焚く、

仙洞に近し、高師直馳往きてこれを救ふ、日を越えて六條焼け、武家の邸宅多く燼し(師守)、兵馬

恟惚にして諸寺に祈禱の聲滿つ。廿六日高師直曉を冒して京師を發し男山に陣す、師泰は猶淀にあ

り、淀川兩岸に兵營を布き、以て是年を終はれり(師守)、近畿に兵馬復た起り、地頭等兵糧又は險

要守備を口實として、夫馬錢穀を徵發すること寺社領に及ぶ(南守)、守護禁すれども息まず、興福

寺神木を移して事を訴ふ、是月東大寺も八幡神輿を大佛殿に移さんとせしに、兵革靜謐の禱行はれけ

れば正殿に還へして之に従事せり(關太)。兵禍鎮まれば諸寺事を訴へて騷擾し、兵革起れば暫く鎮ま

れども、一戦毎に其所領の收納を混亂せられ公家寺社の凋衰と成行きにけり。

〔鎮西の形勢〕

關東の南軍の事實は傳はらざれど、鎮西には中院中納言、五條次官、並び進んで征西府を肥後に移さんとす、小貳頼尙小川を押へて中院氏を阻止す、八月阿蘇惟澄兵を發し笠松、鞍楠、兩城を攻めて小川の敵軍を牽制せしに、大友氏泰の弟孫二郎兵數百を率ゐ、小野莊(並に下益城郡)に城を構へて其後を擾さんとす、廿五日惟澄諸將と兵を合せて逆寄し、合戦終日、彼我の士卒劍を裏んで奮戦し、薄暮、大友遂に敗走し、惟澄等其の三壘を毀つ。大友氏兵を休めて復た戦はんとす、惟澄兵を中院中納言に乞ふ、八代も亦苦戦にて報する能はず、九月十日岡崎兵庫允を惟澄の陣に遣はし催發の兵未だ集まらず到著次第に遣はすべし、好機を逸せず使者と共に善處せられよと申送る(惟澄申狀)。十二日少貳頼尙八代の田百餘町を相良定頼が萩原城料に寄託して八代を背撃せしむ(阿蘇文書)。小川の軍も亦三河城を陥れ、菊池の一族小山越前守武宗小山(下益城郡)を以て河尻詫摩の徒に應じければ、十四日惟澄六箇莊に打入り、武宗が宅を焼き、轉戦して守富、隈牟田、詫摩、鹿子木、木須、立田、山本諸村を焼けども、大友孫二郎等か處を撃たんとすと聞いて引還せり(惟澄申狀)。

〔征西府肥後に移り、北軍沮喪す〕

斯くて南軍の勢振ひ肥後略定まり、諸將に功賞の沙汰あり、惟澄因て阿蘇の本領新恩地相續を稟請す、大宮司惟時既に敵に附いて今は祿邑を失はんことを憂へ、五條頼元に縁りて歸順を表せり、征西府議して機に乗じ招誘せしむ。十月七日頼元將軍宮の令旨を惟時に與へ、惟澄の戦功特異なれば、苟も元弘の勳を思うて心を翻しなば、阿蘇領地は一同の沙汰に

定めて首賞となるべきの由を論す、頼元の子良氏征西宮に侍す、亦惟澄に將軍宮肥後の少康を得たるを甚だ嘉賞し給ふの旨を述べ、惟澄等の請ふ所を行在に送致し裁命を請ひ(五條)、益賞を懸けて肥後の諸族を募り、小貳等の軍勢挫折したり。是に於て阿蘇菊池草野の諸族各得んと欲するの賞地を望み、菊池武久(耶)も亦父武宗の本領新恩を相續せんとす(阿蘇)、惟澄の阿蘇に於けるが如し、興國以來諸國豪族が足利氏に招誘せられ一族を離れて敵に附きたるは、多く自家の本領新恩を全ふするのために、外は南北に色を異にして内は相協し、向背共に所領を全ふする計ひなりしならん、幕府の人心漸く離れて、南軍の俄に勢を得たるは蓋しかゝる情由によりしなるべし。されば戦勝ちて賞地を競望するもの頻々、而も其他は其望みに應ずるに足らず、因て向背の頓に變ずるに至れるは是南北朝の亂狀なりき。阿蘇惟時領地を願懸して固志なし、五條頼元の懇諭にて十一月廿四日意を決し郡浦に城いて征西府に應じ(阿蘇、阿蘇文書)、少貳頼尙も亦旗を反して款附す、是に於て征西大將軍宮は元帥(中院法印)を留めて谷山を發し肥後に臨み、戦功の跡を按檢し、士卒を撫循して、褒賞を行はんとせらる、十二月一日頼元人を遣はして迎へしむ(阿蘇)、されど此事詳かなる傳へなし、八代城へ越して宇土に向ひ給ひたるべし、探題道猷は阿蘇惟時が兵を郡浦に集むと聞いて、詫摩宗直等に命じてこれを撃たしむ(詫摩)、肥後北軍の勢衰へたり。

第六十七節 四條繩手合戦、北軍吉野を焼き、南帝

穴太に遷御、京師に崇光帝立つ

四條繩手合戦——和泉河内の合戦、穴太の行在——征西宮前池に赴き本營となす——高師泰河内に駐軍し和泉南軍と戦ふ——崇光天皇立つ——鎮西到處兵馬恟擾——各處の形勢

〔四條繩合戦〕

正平三年（北朝貞和四年）正月二日、高師泰の軍淀を發して天王寺に向ひ、師直の軍は河内に向ひ佐良良に陣す（地蔵院日記）、諸國徵發の兵馬續々として到着し軍容漸く盛なり（諸家文書集、古今消息集）、河内には准大臣北畠親房は吉野行在より來り、中納言四條隆資（隆資は太）と軍事を總べしに、北軍兩路に分れて向ひ來たると聞て、宮將軍（親王）を奉じて和泉に赴き其軍を督す（和田文書）、卷尾寺の險を本營となしたるべし、隆資は留つて東條の軍を督す。太平記、吉野拾遺に、楠木正行行在に謁見し、後醍醐帝の廟を拜し、同志の姓名、并せて一首の和歌を如意輪堂の壁板、及び扉に書し、死を決して去るとは、久しく人口に膾炙したる談なれど、扉に書きたる和歌は太平記の構造にして新古相異し、壁に記名の事も信じがたし。此戦は、前述の如く十一月末に、正行天王寺堺の敵を破り京師を震驚せしめ、十二月中旬に敵再舉の軍動き、親房の出張に至りたれば、若し正行行在に詣り軍議に參せしものならば其比なりしならん、此時南軍は正に恢復の利勢にて、戦死を決するの情理、更になし。

さて師直は直に東條に攻寄せんとて軍配をなす（關太）、正行は河泉の軍を以て（泉は和田文書に據）先づ發し、五日未明に兵を縦つて佐良良の北四條繩手に合戦を始めければ（備前舊記、古今消息集）、京軍競ひかゝり以ての外の劇戦となり（和田文書）、南軍利を失ひ、和泉守護代大塚惟正を始め、開住良圓、和田賢秀、弟高家、吉野衆青屋刑部等、亂軍の中に戦死す（阿蘇文書、備前舊記、東金堂細々要記、地蔵院日記）、正行遂に敗れ、弟正時及び將士廿七人これに死し（阿蘇文書）、和田助氏等敗兵を收めて退走す。翌日敗聞和泉の營に至りければ、北畠准后を始め大に驚き、權左中辨（名）宮將軍の令旨を傳へ、昨日の戦味方難義に及びたれど、此際に撓まず軍忠を致さば重賞を擢べきを諭し、准后も亦木工頭信重（名）に奉書を作らしめ、親王當所へ在營の處、昨日凶徒の勢以ての外鷗張の由、依て會合して籌策を定めんとす、遲滞なく參集すべしと令す（和田文書）、師直より首級生捕を京都に送りければ、京都は萬歳を呼び、天下に三十日の觸穢を令す（關太）、佐良良四條繩手合戦の確實なる記録に見えたる始末は此の如し、楠木正行は去年より毎度大勝を收め、此野戦に敗軍し戦死を遂げたるにて、自ら求めて死したるには非ず。

〔和泉河内の合戦、穴太の行在〕 和泉には去年北軍の敗後より、淡輪助重は南軍に攻圍せられ援兵を乞へども、高師泰は軍を堺に擁して進むを得ざりしに、楠木等の敗報を聞くに及んで、和泉の南軍人氣沮喪しければ、師泰便ち進軍を謀り、八日助重等城を出で、其營に著到し、師泰是等を率ひ

て東條に向ひ進發し、石川河原に對壘を築いて南軍に迫る(南狩遺文)。師直は大和に打入らんと謀る、九日法隆寺別當覺懷、移牒を得て其軍を入れんとす、師泰の軍河内を攻略し、在る所の莊園に兵糧を徴發して得ざるを怒り兵を縱ちて民家を焼き、金寶を掠奪し、聖德太子の廟を焼き其像を毀ち、堂塔伽藍皆殘破せり(嘉元記、國太曆)。十四日東條の軍と戦ふ(和文)、十五日師直兵を遣はし水早八尾河原を攻略し、遂に兵を引き大和に入りて平田莊に屯す(古今消息集、國太曆)、西大寺長老勸めて吉野と媾和せしむ、僧疎石も亦これを勸むれども行はれず(國太)、大和の南軍頻に敗れば吉野震駭し、廿四日冷泉前右府入道遠に後村上帝を奉じて行在を發し、十津川を経て穴太に至り、阿氏川入道の城に入御す(國太曆、地藏院日記、阿蘇)、穴太は吉野川下流の南谿にあり、元は紀伊國伊都郡に屬す(此時の周章、及び伊賀局等吉野拾遺に記す、事等吉野拾遺に記す)、明日師直平田を發して橘寺に陣す、薄暮に先手の兵火を民家に放ち烟燄天を薰す、南軍の降參するもの多し、師直注記して京都の命を請ふ、又明日京都捷報を得て幕府の諸將相慶し、令を傳へ降人を免じて軍忠を致さしむ、是日師直進んで吉野に軍す、武田氏信、京極道譽、安藝出雲の兵を總べて前後相會す(國太曆、地藏院日記、東金堂細々要記)、廿八日行宮を攻めしに寂として聲なし、箭狭間より數矢飛來るのみ、火を縱つてこれを燒く、風強く、火熾んに、延いて藏王堂、御塔、諸坊舍みな燼す、惟勝手宮の存するのみ(國太曆、嘉元)、藏王堂は延喜年中に役優婆塞が修驗地に建てたる有名の堂塔なり。河内の軍は數、高師泰を破る、二月一日、直義更に兵を催促して東條を會撃せしむ

(阿蘇文書、土佐)、師泰軍を石川河原に屯し、東條の軍強うして利を得ず、侵掠する益甚だし、掃部寮の領地大庭を兵糧料所となす、掃部頭師香(阿蘇)以て前右府洞院公賢に告ぐ、公賢曰く、近日外間に愁怨の聲頻に聞ゆ、奇怪の事なり、是固より勅裁に非ず、亦武家の命にも非ず、惟師泰が擅になす所なり(國太)。六日和泉の南軍幕府守護代と春木谷に戦ふ(南狩遺文)、是日穴太行在より使を鎮西に發し、旨を傳へて、前月五日河内の軍蹉跌し、凶徒來たり犯すによりて、紀伊に臨幸あり、凶徒吉野に侵入したれど、吉野堂衆郷人等拒戦して追拂ひ、河内和泉の本營は確乎として動かす、將に熊野の兵を集めて開戦せんとすと(阿蘇)、七日師直京極武田諸將を率ゐて宇智郡に發向し、穴太の背を衝かんとす、南軍拒戦し、三輪西阿(阿蘇)、真木野定觀父子、長谷寺の衆徒と來たり援く、師直の軍利なく、翌日平田に退かんとして、南軍に路を遮ぎられ、又野伏數千競ひ起りて風森巨勢河原に逆撃す、北軍の苦戦甚だし、京極秀宗戦死し、道譽父子負傷して逃れ、師直の軍兵潰えて死傷無算なり(國太曆、地藏院日記、古今消息集、小早川、三刀屋文書、南朝編年記略)、河内の軍も亦師泰を破り、行在使を東西に馳せ、戦勝を報じて之を勵ます(阿蘇)、南軍の軍氣大に振ふ。九日師直は潰兵を拾收して平田に退き、京極道譽は殘兵を以て奈良に走る、十一日師直が兵葛上郡を擾りて伏見寺、高天寺、及び山田に放火し、明日奈良に退く衆猶一萬あり、其戦志なきを知るべし、聲言す大和平定し凶徒數百人復た叛かざるを誓へりとして、明日宇治より京都に歸陣す(地藏院日記、嘉元)、洞院前左府これを聞いて曰く、大和俄に平定して執

事軍を遣へず、必ず其故のある事なりと(圖大)。延元以來師直直義の執事となり、一族軍を督し、足利の一門譜第戮力して業を成したるに、己の功に居て驕慢増長し、公武の憎怒を集めて此潰敗を見るは、南軍の強きよりも諸將の戦意固からざるに由ること事跡に證せられたり、俄に歸京したるは内部の破裂を恐れたるによる、此の如き驕兵の過るに、惜かりしは楠木正行の戦死と、吉野行宮藏王堂の灰燼となり。

〔征西宮菊池に赴き本營となす〕 征西宮は師直が佐良良へ移陣の日に肥後の宇土津に著せられ、五條頼元阿蘇惟時等に令して兵を擧げしむ(阿蘇)、去年直義は薩摩の敵軍甚だ強きを以て、探題一色道猷に命じて、子直氏(宮内)を遣はし島津氏を援けしむ、直氏博多に在りて兵を集む、是に於て肥前の養父郡人南軍に應じて筑肥動搖し、直氏遂に行くを得ず、薩摩頻に急を京師に告ぐ、適、佐良良の戦勝あり、直義之を宣布し、更に島山直顯に命じ、日向の兵を發して島津氏に協力せしむ、曰く吉野を擧ぐる易し、其れ之を勉めよと(薩摩舊記、龍造寺文書)、正月十五日征西宮宇土より御船(上益城郡)に至り、頼元をして阿蘇惟時を召さしむ、惟時勉めて來謁す、將軍宮面諭し、因て將士の戦功を録せられ、廿六日御船を發して菊池に赴き本營となす(阿蘇)、菊池武光頼元と掃蕩の策を計畫し、二月十五日令旨を惟時に發し、兵を率ひ參集せしめ、廿七日を以て往いて筑後を鎮撫せんとす、適、内河義直の使至り、八代城中の人心疑懼を抱き、變を生ずる恐れあるを告ぐ、即ち阿蘇惟澄に命じ急に授くる所

の方略を行はしむ。既にして穴太臨幸の後凶徒を追拂ひたるの報至り、三月十一日皆吉三郎八代に至り、前月八日の戦勝を告ぐ、中院義定給旨を諸軍に宣布し(阿蘇)、南軍の士氣大に振ふ。一色直氏肥後の敵軍大に起ると聞いて肥筑の兵を催せし(龍造寺)、四月大友近江孫次郎(貞順の子なり)兵を起し南軍に應じければ、探題遽に大友豊後守を促がして之を撃たしむ(野上)、征西宮菊池を發して筑後に駐營あり、筑後の軍氣大に振ひ、十六日能登守幸隆(阿蘇)が三池城を攻む、幸隆城守し、南軍手を分つて博多を進撃せんとすと聞いて、急使を發して直氏に報じければ博多驚き、直氏が番の兵を率ひて之に備ふ(深明)、時に石見の南軍は赤松山を出で、三隅城を救ひ、上野頼兼、吉川、田村、益田等を督して奮戦せしむ、南軍險に據りて雨射し、鬪ふべからず、田村盛直、永安某等皆矢にあたり、遂巡して退き(萩藩閩)、西國の南軍旺盛なり。

〔高師泰河内に駐軍、和泉の南軍と戦ふ〕 河内には高師泰猶軍を駐めて和泉の南軍と戦へり(和田)、直義頻に諸國の兵を催促し、軍勢を増して東條を攻めんとす(萩藩閩)、四月廿六日、師泰天野の二王山を攻めしに和泉の軍に打退けらる(和田)、五月幕府の和泉守護代土田九郎横山宮里に押寄せ、南軍の營を焼く(南持)、十六日楠木氏の將安間餘一、高師茂と石川河原に戦ひ、師茂を斬る(頼本朝)、師泰の軍振はず、尊氏が孽子新熊野は相模東勝寺の喝食(寛)たり、京師に來たりて尊氏に對面を求めたれど尊氏許さず、僧玄慧直義をして其邸におきて材を試ましめ(太平)、己が子となして直冬と

名づく(尊卑)、是に於て紀伊の軍振はざるを以て尊氏に請うて父子たるを許し(太平)、右兵衛佐に任じ、院宣を請うて紀伊の大將となし、廿八日軍を將ゐて東寺に陣す。是について種々の荒説あり、六月五日大高重成が所領を收公せられて出仕を停め、尋いで相原下野守も亦出仕を停めらる(圖太)、十八日直冬東寺より發向し、八月紀伊に入り、國人佐佐友行、湯淺宗氏等之を迎へて山手より進み、八日南軍と戦ふこと兩日(集古文書、地藏院日記)、九月四日高師泰和泉守護代を率ゐて宮里に戦ふ(南狩、遺文)、是日直冬紀伊の阿瀬川城(有田、郡)を陥れ、進んで日高郡に陣し、二十八日に至り軍を收めて引還り(集古文書、鶴岡社)、京都に至り、紀伊盡く平定せりと宣言す、直冬の時望始めて重し(太平)、幕府の内部益類れ、諸將相反目し師泰軍を河内に擁して爲す所なく此年を送れり。

〔崇光天皇立つ〕 法皇脚疾に罹らせられ久しく痊えず、九月五日上皇萩原殿に幸し、留ること數日にして還御あり。是より先き讓位の議動き、前月の末、直義參朝して其旨を奏し、法皇の皇子直仁親王を儲位に立てんと請ふ、帝も御本意の由仰せあり、宮中みな相賀せり。十月十三日直仁親王持明院殿に於て加冠あり、十七日、益仁太子清涼殿に於て加冠ありて、關白近衛良基の第に入り、讓位踐祚の禮を行ひ、直仁親王を皇太弟に立て(圖太)、上皇を一院といひ(續神皇正統記)、猶政務を聽しめし(太平)、新主は興仁と改名せらる(親長)、是を崇光天皇とす。法皇の病ますく重く、食氣減じ面腫れ耳聾し、十一月十一日壽五十二にて崩す、一院、太弟、往いて省し給へど事に及ばず(圖太)、

法華堂に擬へて建立せられたる太子堂に梓宮を移す、即ち花園寺なり、十樂院の上山院に葬る、儀式甚だ略し、公卿數人従ふのみ、遺詔により花園院と稱し奉る(圖太、續史愚抄)。法皇心を禪學に傾け、大德寺妙超を師とし、爭亂以來は政務に與からず、萩原院に靜居して風塵を避け、晩に妙心寺を建立し、一室を方丈の側に冊めて玉鳳院といひ此に御す、其遺像尙存す(妙心寺、六祖傳)、大德妙心兩寺は帝特に歸依し給へる禪刹なりき。

〔鎮西到處兵馬恟擾〕 征西大將軍宮は筑後に臨みて諸族を綏撫し、高良山に上り、普門品を寫して玉乘宮に納め(西行、劍錄)、六月吾平山に參籠し、廿日軍を菊池に旋さる。時に阿蘇惟時北朝に歸附し、一族惟澄が獨り身を挺して南朝を助けたるを快しとせず、是に於て惟澄屈從して自今は必ず嗣子に服從して私意を挾まず、若し主家に不忠ならば永く義絶せらるべしと誓へり。惟澄日向守護を請うて得ず、又五條頼元に縁りて日向國衛の入を賜はらんと請ふ、時に征西宮既に長じ事みな裁令を仰ぐ、吾平參籠より、事體甚大なれば行在に照會せし由を諭さる(阿蘇、文書)、是月日向の檢井四郎頼伸征西府に應じ、兵を起して志布志城(諸縣、郡)に據り、弟頼重は大隅の加瀬田(肝付、郡)を取りて據りければ、幕府の日向守護畠山直顯往いで志布志を撃ち、薩隅守護島津道鑑自ら大隅の兵を發して加瀬田を撃つ(薩摩、舊記)、薩摩の將帥虛に乗じて進攻を謀る。征西宮五條頼元と鎮西掃蕩の策を定め、七月廿二日阿蘇惟澄等の兵を徵し、八月を以て菊池進發の師期を戒しむ(阿蘇、文書)、八月一色直氏肥後筑後に進發せんと

す(深堀)、たま〜薩摩の報至り、南軍の二階堂行中池邊城(郡多)、を攻むるを告ぐ、因て澁谷九郎を促がして池邊を救はしむ、伊作宗久京都より歸り、島津氏の軍を援けんとせしに、途上にて楡井氏の起るを聞いて引還へしければ、直義遠に命じて之を止め、急に歸りて守護人を助けしむ(薩摩)、鎮西到る處に兵馬恟擾なり。征西府兵を分ちて肥後を進攻し、戦結ばるゝこと月餘に及び、菊池の本營寡弱なるを以て、頼元惟澄に兵を徵して入りて衛らしむ、時に惟時小國城を攻むと聲言し、惟澄も亦兵を出さず、征西宮肥後筑後の兵を催し、菊池武光をして南郡の兵を發せしめ、十月九日を以て將軍宮親將となり筑後を征するに決し、令旨を惟澄等に傳へて參集せしむ、曰く此は九州の大事なり、期を失ふなかれと(阿蘇)、此時に當り一色直氏は善導寺(野野)に營して筑後の南軍に備ふ(歴世)、探題一色道猷は肥後の南軍競ふと聞きて往いて之を禦がんとて、九月廿五日肥後に入る頼元これを聞きて惟澄の兵を促がす、惟澄數々恩賞を請へども決せず、意頗る平かならず、元弘以來の戦功を記して征西府に上り、若し争ふ者あらば此に據りて判断あらんことを望む、即ち惟澄申狀(今に其案文を阿蘇家に藏す)なり、頼元使を馳せて足下拔群の功は固より上賞を受くべし、今道猷本營に襲來せんとす速に來援せよと、使發する薄暮に筑後諸氏の兵悉く著到しければ、將軍宮大に悦び、頼元父子交々阿蘇に報じて機を失ふことなからしむ(阿蘇)、斯くて十月に至るも阿蘇兵至らず、道猷も進まず、直氏は筑後の軍と石垣村に對峙して月を踰ゆ(歴世)、十九日別將小俣少輔孫太郎入道(道利)

は肥後の南郡に向ひ、肥前彼杵郡の兵海を渡りて之を助く(深堀)、八代の主將中院義定内河義直と軍を督して拒撃す(菊池武光も此方面にある)、軍事方に般んなり、義定使を頼元に遣はし、惟時が文書篇を累ぬるも固志なし機事を漏すべからざるを告ぐ(五條)、肥筑の兩軍相持し年を終はるも決せず。薩摩には池邊城危急にして、楡井頼仲の勢益強し、十二月探題より澁谷九郎に池邊の援兵を促がし、島津道鑑は兵を大隅守護所に集め、自ら將となり頼仲を撃つ(薩摩)、鎮西到る處騒然たり。石見には上野頼兼南軍と三隅城に對峙し、城堅うして拔けず、鳥屋尾を陥れ高木城を攻め(萩藩)たれど、はかばかしき事もなし。

〔各處の形勢〕 鎮守府將軍は吉良島山と相持し關東の南軍復た起るも傳ふる所なし、越後に上杉憲顯猶兵を用ふれど消息なし、征東府宗良親王の行動一も微すべきなく、土佐花園宮の事は片簡だも傳はらず、たゞ京畿鎮西の諸記録文書を拾うて南盛北衰の機を窺ふのみ、全局を觀察するに足らず。是年南軍の大勢は北畠准后與良親王を奉じて和泉に本營を設け、東條の四條中納言と相應じて形勢を張り、征西宮は菊池に本營を移して筑後を圍り、中院法印谷山に留りて薩日隅競ひ起り、今年は終れり。幕府は内亂方に潰決せんとす、足利一族の勇將、桃井直常、仁木義長等は何れの方面に當りしや、島山國清は紀泉の交にあり、尾張高經は越前にあり、吉見頼隆等と北國口を防ぎ、吉良及び三河の一族は征東府の井伊狩野等と兵を交へたりしならん、一も微すべきものなし。

破裂の因となりたり。

〔師直の奢侈〕 太平記に師直が吉野を犯したる後の奢侈を記して「常法には四位以下の平侍武士は關板打ツツの舒茸シユシユの家イにだに居らぬに、師直は一條今出川に故民部卿三位王の母の古御所を點じ、棟門、唐門、四方に擧げ、釣殿、渡殿、泉殿、棟梁高く造り雙べ、泉水には大石を集め、月卿雲客の御女、止事なき宮腹など、此處彼處に隠置きて毎夜通ひしかば、執事の宮廻りに手向を受けぬ神もなしと京童などの笑種なりと云云。足利氏邸第を造るに當りて借越の舉作ありしは、厩應、康永以來の事にして、師直執事たり、高階雅仲は仙洞に事を用ひ、相比周して法式の隙をくゞり、例規を附會して武將の威光を輝かし、建武式目に婆娑羅を禁じたるとは正反對の舉に出でしは、一に師直か首唱に依れりといふも不可ならざるべし、去年大和より班師後に邸第を築き淫蕩を始めたりにあらず。上杉重能が高氏と相軋れる端緒は數年前にあり、去年大高重成が勘氣を蒙りたるも亦其黨儀にかゝる、此諸人は直義が信依の僧妙吉に縁りて師直排斥の運動をなせる秘密は知るによしなけれど妙吉が履歷は太平記に夢窓國師の法眷にて夢窓も此僧を大事に思ひ、左兵衛督の參られたる時、行路遠く往還の煩あれば、今より後は妙吉侍者を參すべしと薦めて、彼方に遣されける、直義一度此僧を見しより信心肝に銘じければ、頓て一條堀川に寺を開基し法談隙なかりけり是を大休寺とす。上杉畠山は師直兄弟を失はんことは此僧にまさる人あらずと交を深くし、吉侍者ももとより惡しと

思ふ高家の者共なれば、事に觸れ彼等が所行の國を亂り政を破る最たりと讒し申す事多かりけるとあり、是必ず貞和二三年の事にして、去年師直が俄に大和より引還し、程なく直冬を紀伊大將となすなど、兩黨の陰に相傾けたる微跡にして、今年に至りて京都の人心動搖し怪異頻りに起るに至れり。

〔内亂破裂の端〕 太平記に貞和五年正月頃より天下妖怪を述べたるは悉くは信じがたし、舊記の錄せる概略をいへば、正月廿五日尊氏直義石清水に參詣をなし、二月廿七日京東東宿の僧房より失火し清水寺に及び、觀勝寺僧本尊を奉じて逃がれ、全谷悉く焼燼せり、三月十四日夜尊氏が土門東洞院の第失火す、皇宮と相對する場所なれば、公卿諸將盡く馳集まり、力を盡して救ひ、尊氏の第は悉く燼し、皇宮は全きを得たり關太曆 師守記、十八日持明院の池鳴動し、俄に旋風を起して門外の小舎を壊り關太曆 師守記、翌日壬生の地藏堂焼失す師守記、天象にかゝる事は見る所なし。廿六日には新院の天龍寺西若寺詣りあり、尊氏直義伺候し、四月十一日直冬に評定衆奉行人を多く附屬して備後に遣はし、備後備中安藝周防長門出雲伯耆因幡八國の成敗をなさしむ關太曆 師守記。此事高師直に對する打撃にて、聽て内亂は破裂したり。

〔京都物情騒然たり〕 六月十一日勅進田樂の變異は太平記の記する所全くは無根なりとせず、曰く祇園執行僧行惠西源院 本に據四條の橋を渡さんとして、新座本座の田樂を合せて能競をさせ、川原に棧敷

を打つ、希代の見物なるべし、當座主梶井二品法親王(尊)、武家は大樹(尊)是を興せらる(以上は師守)、其以下の雲客、諸侍、神官、僧侶に至るまで棧敷を打ち、五六八九寸の安農郡などを鑄貫て圍八十三間に三重四重に組上、物も夥しく構へたり。已に時刻になりしかば、兩方の樂屋より練出でたれば、白くを鳴し音取の笛を吹立つれば美麗の童八人一樣に金欄水干を着し東の樂屋より練出でたれば、白く清き法師八人薄化粧の鐵漿黒にて、花鳥を染たる水干に袴の下括りして、拍子を打、あやい笠を傾け、西の樂屋よりきらめき渡り出づ、一の彫(彫)は本座の阿古、亂拍子は新座の彦夜叉、刀玉は道一、各神變の堪能なれば、見物耳目を驚かす。斯くて立合終はりしかば、日吉山王の新なる猿樂を出だしたる新座の樂屋八九歳の小童に猿の面を著せ、御幣を差上げて、赤地金欄の打懸に虎皮の連貫を蹴開き、小拍子にかゝつて反橋を斜に踏で出でけるが、高欄に飛上り、左へ廻り右へ曲り、抛返ては上りたる有様、忽に山王神託して此奇瑞を示さるゝかと、感興身にぞ餘りける、百餘軒棧敷共泳へ兼て感聲且は閑りもやらず。かゝる所に將軍の棧敷邊より、麗き女房練貫の袂高く取りけるが、扇を以て幕を揚ぐるとぞ見へし、大物の五六にて打付けたる棧敷傾き立て上下二百四十九軒共に將基倒に墮と倒れ、若干の大物落重り、打殺さるゝ者數を知らずとあり。師守記に棧敷俄に壞れて六十餘間倒れ死者百餘人、傷者數知らずとあるが實録なり、是日は陰雨にて、晩に風起り、夜に入りて大雨降り、翌日は洪水なり(太平記に、次日終日終夜大雨車軸を降し、洪水磐石を流し、昨日河原の死人汚穢不淨を洗流しとあるは布幣なり)、京都の人心恟懼の折柄なれば、

天狗の所爲などと噂したりしならん。二十日尊氏の新邸棟上なりしに、大風樹を抜くほどに吹き(師守)、直義の邸に上皇臨幸あらんとすと告ぐる者あり、直義吉良滿義を仙洞に遣りて問ひしに何事もなし、人々みな魔爲かと怪疑しぬ、此頃持明院に數々盜あり、御所侍藤夜叉等の所爲との不審にて廿九日捕へて檢非違使に付せられければ、黨類みな逃げたり(圖太)、京都物騒の光景は斯くの如し。四條河原の勸進田樂は北條高時が田樂に耽りたる以來の珍事にて、歌舞の藝技に於ける史徴なれども、太平記に記する日吉猿樂の子方を猿に扮せしめて猿舞をなさしめたる態度は南都金春一派の猿樂とは大に趣を異にせり、此時金春一派の猿樂も既に流布したらんも、京都には流行せざりしにや。

〔高上杉二氏の軋轢〕 高、上杉の軋轢愈破れたるは、太平記直冬西國下向の條に「備後の鞆に座して中國の成敗を司とる、是より多年非を粧て上を犯しつる師直師泰が悪行、彌隱れも無りけり」とあり、内容はさもあらん事にて、去年直冬を推殺したるは上杉と妙吉との隱謀にて、中國の權を分ち、并せて高一族の隱惡を討くの意を含みたらん。斯くて騒動の起りは閏六月の初めにあり、圖太曆に、二日、此間三條坊門武家第(直義の邸)邊、以外物忿、有用心事、近邊小屋或壞之、或點定之後心安之輩云云、隨而大高伊豫權守重成、并相原、守之宅等就定云云、或云相原逐電、重成者無其儀、岐良左京大夫宿所可居替之旨仰之云云、縱横説以外事也、所詮直義卿與師直有間、就之可有兵火之旨、

郡人士女騒動、自東自西馳走、是併天魔所爲歟、抑又如此事、近日武衛仰信禪僧妙吉申沙汰云云但件上子細等、一向閭巷浮説也、更不信受、定知狂語綺語之輩、所稱歟、可慎とあり、是騒動の、外容にて仙洞竊盜の騒ぎに引續いて起りし事なり。三日、世上浮説猶未休、入夜自仙洞、有女房奉書、巷説以外也、仙洞竊盜白狀與黨内、青侍男被召之而逐電、四日武家邊忿々之事、近來權勢僧妙吉昨朝城外或説參籠八幡、或説下向作州、但實者向備後國、爲武衛使、向兵衛佐直冬許歟云云、五日此間有三星合云云、陰陽頭安倍親宣の勘文に、去六月廿六日曉寅時、太白歲星辰星相犯、天文要録云、歲星與太白合、飢爲疾内亂、太白與歲星合テ一舍、其國失地、太白犯歲星、天下盜賊多、辰星與太白合、天下兵大戰、太白與辰星合、其國將軍失地、其天下失位(以下)とあり(此事を太平記には、七月の比に誤り)、七日、此間武家邊忿々周章、於大納言亭、此間修五大虛空藏云云、人臣慎不修之法歟、然而先年同修之、今度世上物忿并天變、事修之云云、今日大納言向武衛三條亭、可談此事云云、世上舌端可畏云云、と見え、其後暫くは記事なし。

〔二氏騒動の内容〕

騒動の内容は機密なれば明記したる事實傳はるべくも非ざれど、太平記に師直師泰誅罰の事、上杉畠山が讒尙深く、妙吉侍者荐に申ければ、將軍にも知らせて、左兵衛督内々師直兄弟を被誅謀を議せらる、然るに粟飯原齋藤入道と往いて陰謀を告げ、師直是より用心密しく、出仕を止め虚病して居たりとあれど相原逐電し、大高吉良邸に居替り、妙吉京外に旅行したると相

合はず、例の推量説なるべし。月末卅日に至り、園太曆に、今日直義卿院參(一院)云云、世上上下無何成不審、後日勅語曰、指無申入篇目、政道有名無實之間、隨分發願有相企之旨、就其少々有致沙汰事、定有御不審歟、仍申入之由云云、曾雖一ヶ條不申入云云、師直清秀等退之由歟とあれは、師直が執事を罷められたるは七月初めなり、後半年の園太曆は闕く、東寺文書に、閏月廿七日上杉重能執達にて上野頼兼赤松圓心への下知狀あり、師直の出仕を止めたるは閏月なるべし。

〔師泰の河内滞陣〕

師泰は去年師直が還軍の後も猶河内に滞陣し、墓々しき戦をもなさず、軍を擁してあり、今年三月河内の寺田合戦の首三を京に送り、六條河原に懸け、其後連日絶えず、四月和泉の日野商邑合戦の首卅を懸上ると師守記(南符遺文)に見ゆ。太平記に師直は使を遣して事の由を師泰に告げければ、畠山左京大夫國清紀伊守護にて在けるを呼びて、石川城を踏へさせて急ぎ京都へぞ歸上ける(天正本に八月九日五千人を率ゐて白晝に京都に著す)とあれど、實は十日比なるべし。十三日拂曉に京師騒動し(師守)、師直師泰兵衆を集めければ(東寺王)、兵士周章し、直義方は高倉に赴き、師直方は彼邸へ赴く、街路さながら織るが如し、皆相謂ふ、直義は將軍の邸に逃がれたり(師守)、十四日師直は出で、法成寺に陣し、師泰と合して尊氏の新邸を圍み、迫りて上杉重能畠山直宗等の讒臣を處分せんと請ふ、諸大名の師直に味方して法成寺に集まる兵衆甚だ強し(師守記、東寺王)に、尊氏の邸には吉良清義、石堂頼房、大高重成、島津時久、島津忠頼等垣を踏えて入り、將軍に飲食を獻す、等數萬とあれど、其交名は紛々として同じからず。

(島津) 尊氏は重能直宗二人を流罪に行ふを聽しければ暮方に兵を解きて退き、直義も三條坊門邸に歸る。十五日、師直師泰將軍の命にて重能直宗を越前に流し、又政務を執行ふ、盡く重能が家の宅地を收めて諸士に配付し、妙吉が住房を破壊し、宿憤を散ぜり(師直記、東)。

〔九州鼎沸の亂〕 九月九日、尊氏が少子光王丸(本書は若御前)を鎌倉に遣はして義詮を召還し、代て

關東の主となす(武家年代記、及び阿蘇、三池文書)、時に光王年十歳なり、後に基氏と名づく(圖系)、尋いで直義が左兵衛

督を罷む(補任)。難太平記に「大御所錦小路殿(大休寺殿)の御中違の時も一天下の人の思ひし事は、當家

の御中世を召れん事まで、あながちに御兄弟の間をば孰れと不可申とて、兩御所に思ひくりに付

申き、其時も諸人の存様は、大休寺殿の政道私渡らせ給はねば捨がたし、大御所は弓矢の將軍にて

更に私曲渡らせ給はず是また捨申がたしと也。中御所と寶篋院殿(義詮)をば、大御所さすがに御父子

の事にて捨させ給ひ難く、大休寺殿も又同じ御兄弟ながらも、あはれなる御志どもにて中先代の時

箱根山よりして天下をも當家をも譲り申給ひし事を、大御所は思食忘給はで、只いかにもして、大

休寺殿より寶篋院殿へうつくしく天下を譲與申させ給へかしの御方便故に、攝州井出の合戦の時

も、師直師泰討れしをも。大御所は咎め申させ給はざりきと云(文)とあり。師直杉原某に命じて直冬

を襲はしむ、直冬覺りて、河尻幸俊が船にて西海に渡り、肥後に著す、太平記に「九月十三夜に輛

を發す」とは鼓文なり、九月上旬の事なるべし。此時少貳頼尙阿蘇惟時等が一色探題に異心を挿め

るを幸ひとして、十八日直冬より書を興へて彼等を招ぎていふ、京都の仰せを承けて西國へ下向す

速に馳參らるべしと、惟時早速使を遣はして答へければ、直冬大に悦んで祈願を頼み、幸俊も亦一

ヶ所を寄進せんと約す(阿蘇文書)、頼尙も一議に及ばず、書を肥筑に馳せ京師の仰を蒙りて兵衛佐殿に應

ず、早く來て軍忠を盡されよと申送る(深堀文書)、晦日肥後河尻に至りて直冬に對面し、河尻宇都宮諸

氏と講和し、兵を出し相助けんと約す(鎮西志)。是より先探題の軍征西府菊池の本營に攻來たりしかば、

阿蘇惟澄弟惟雄(豐前權守)等と馳來たり、將軍を援けて大に合志原に戦ひ、敵城を破壊せり、征西府は惟

時の歸順、并て惟澄の軍功を行在に奏し、特に繪旨を下して褒賞せられんとす、而して惟時實は歸

順の誠なく、亦惟澄を掣肘して擅に向背をなすを得ざらしむ。大判事景興使を惟澄に往來して緩急

を共にせんと約し、又惟時に書を贈り舊相見しことを叙し、足下は太宰少貳大友豊州と一體たり、

二人は皆相識なり事を共にせんと云(阿蘇文書)、直冬の屬僚なるべし、九州の形勢は是より一變したり。太

平記に太宰少貳頼尙この兵衛佐殿を聲に取りて、己が館に置奉りければ、筑紫九國の外も其催促に

従ひ、彼命を重する人多かりけり、是に由て宮方、將軍方、兵衛佐殿方、國々三つに分れしかば

世中の勿劇休時なしとあり、其言の如し、但頼尙が聲となしたるは他に所見なし、地方豪族の京貴

に女を進めて使命に供するは古來の習風なればさることも有りつらん。長門の厚東周防守も直冬に

應じければ、十一月九日直冬書を長防藝諸國に馳せて、兩御所の意を安ぜんために兵を揚ぐ、早く

厚東氏に應じて軍忠を致せし命じ(吉川、三)、九國の外も亦鼎沸の亂と成行けり。

〔足利義詮鎌倉より入洛〕 十月三日、足利義詮鎌倉を發し廿二日の夜京都に入る(師守)、直義は細川顯氏が錦小路堀川の第に徙り(代記)、日を越えて義詮は執事高師直等を従へ其第に往き(師守)、翌日より三條坊門第に徙り、奉行頭人等を定めて政務を執行し(代記)、謂ゆる叔姪うつくしく政事の讓受をなしたり。十一月阿蘇惟時等に命じて、直冬が館に迫りて出家せしめ、若し聽かざれば法の如くに處分せしむ(殺す)、尋いで一色直氏將軍の命を島津道鑑に傳へ、薩隅の兵を發して直冬を撃たしむ(薩藩舊記日向の島山)、直義退居の後は政務に與からざれど、師直等の怨憤は尙熄まず、十二月八日直義出家し(師守記、東)、慧源と號し(分照)、交通を謝絶し、惟玄慧法印(明年三)と文談するのみ(太平)。上杉重能、畠山直宗も亦越前にて剃髮す(常樂)、師直高辨房(信)を遣はし二人を襲うて之を殺し(東寺王)、尊氏の御教書を請うて阿蘇島津諸氏に、直冬の隱謀露顯せり、早速退治せよと命ず(阿蘇、代記)、九州形勢は既に一變したり。

第六十九節 西國足利直冬に應じ、直義南朝に降り、幕府沸亂

崇光天皇御即位式——義詮參内を申入る——足利直冬肥後に下り西國響應す——幕府師泰をして中國を攻めしむ——義詮美濃を鎮定す——中國益紛擾す——信濃常陸越後諸國蜂起す——尊氏、師直を將心鎮西に赴かんとす——足利直義河内に逃る——尊氏備前に至る——直義に應ずるもの多し——直義追討の院宣下る——武家南北兩黨に分かる

〔崇光天皇御即位式〕 幕府は輦轂の下に守護の任務を負ひながら、兄弟の黨派分れて潰敗し、西國は三方鼎沸の亂に陥ゐると雖も、雲の上は名器を握りて臣民を秩序し、武人の鬭争に關係なく、典章を遵行し給ふは皇室の特色なり。去年十二月二十五日の夜崇光天皇は官廳に幸し、明日を以て即位の禮を行はれ、太政大臣洞院公賢の耆老なるを以て牛車を聽され、參朝して恩を謝し便ち内辨大臣となり式の如くに禮を舉行ありぬ。

〔義詮參内を申入る〕 明くれば貞和六年(正平五年)正月、兩上皇太子と共に朝賀を受け、諸節會も例の如し、十七日幕府相原清胤(下總守)を以て明日義詮參内を申入れしに、昇殿の宣下なきを以て疑問起り、因て仙洞より女房奉書を以て洞院公賢に御問答あり、畏き邊の真相を傳へんために其文を

左に擧ぐ。

(本はちらし書也)

よしあきら(義)らうち春宮のせう殿をいまだゆるられぬとさらおほせられ候へきやらん、それに

つき候てしやうくんおとひせう殿をゆるされ候けるをりも、つけつかひなどうるはしくむかひ

し候けるやらん(宣下)、さだめて申あはせも候つらんとおほしめされ候ほどに、御ふしんに候てた

つねおほせられ候と申候へく候可祝。(御返事)かしこまり候てうけ給り候ぬ、議詮朝臣今日参内のよしよ

へ申候し、ほとに、仙洞などはせうくふさたの事も候はんとおほえ候、まさしく参内は昇殿の事

や申すべく候らんと申候へかしてそ申入候はんとおほえ候、兵衛督入道は雲客の比はいたく申

ことも候はざりし程に、なにと候けるやらん存知し候はず候、鎌倉大納言は先朝昇殿さたなと候

しか正しくつけむかひ候けるやらんはおほえ候はず候、まつ昇殿おほせられ候て、つけつかひは

いそぎおほせられ候はずとも、のちにまかりむかひ候はんも子細候はしとおほえ候、ぬしにおほ

せられつれば一定の宣下なと未到に候へども、かつく役にもしたかひいしく候事、諸事傍例

事候昇殿なども、さる事のみ候よし存候、此やうを御心え候へく候。

斯くの如く天上は平和にて秩序を重んぜらるゝにより、國家の心柱動かすして、天壤無窮の國家は

保護せらるゝなり。明日改元定仰下され、公賢を上卿となし、菅原高嗣擇進し、二月廿七日貞和を

觀應と改元あり(開本)、此春權中納言吉田隆長、玄慧法印、吉田兼好、赤松圓心等前後に卒す。

南北朝時代史

第四編 南盛北衰時代 第九章 幕府内亂、南北初度の統一 第六十九節 四國足利直冬に應じ、直義南朝に降り幕府沸亂

六三三

〔足利直冬肥後に下り四國響應す〕

高師直が直義の執事となりて權威を積成したるは、嘗に虎の

威を假る狐のみならず、兄弟一族兵を統べ諸國の豪族も結託して勢力を得たる者少からず、上杉重

能の名望はこれを黜くる能はずと雖も、亦足利一門譜第の憎嫉集まり、直冬肥後に奔り九州まづ動

き中國響應し、東北諸國も亦これに應ぜんとする者多し。曆應の末(興國の初)高師冬鎌倉執事と成りて

常野の軍を率ゐたれば(第六十節以下詳述す)、正月三日京極氏の高橋邸を發して鎌倉に赴く(祇園執)、上杉憲顯

は重能と義兄弟なり、其子能憲出で、重能の嗣たり(上杉系圖、是を上)、憲顯京都の亂を聞いて篤く直

義のために禱る(當時在鎌倉)、直冬これを聞いて直義の意を稱して勸勉しこれに結ぶ(上杉)、又兩御

所の意を安んじ奉るを名として、近國に黨を募りければ、肥前の高來郡人有馬澄世、安富直泰、彼杵

郡人深堀政綱等相繼いで兵を率ゐ、海を渡り河尻に馳參る(有馬、深江)、二月直冬、今川五郎直貞を

遣はし、詫磨郡に往き詫磨宗直に兵を起さしめ(路磨)、又書を薩摩に馳せて河上平四郎等を招ぐ

(高岡、河)其勢漸く盛んなり。三月合志幸隆は探題方として菊池と宿怨あり、肥後の紛擾を機とし、

菊池に侵入して城郭を構へたり、阿蘇惟澄これを聞いて日向高知尾の兵を發して來たり攻め、合戦

六晝夜に及び幸隆支ふる能はず、十七日營を抜いて走る(阿蘇)、玉名郡人小代政氏は武家方たり、

亦直冬に應じ、今川直貞軍を將ゐて肥後杵島郡に渡海し、橘薩摩氏を屬し、四月進んで塚崎に軍し、

五月須古城を攻む(深堀)、兩肥騷然たり。

〔關太層、紙〕、此亂や、誇大に涉れども是義詮が聲望を收むるの手段なるべし。

〔中國益紛擾す〕

高師泰が備後發向の後、中國益紛擾せり、直冬が中國の大將桃井義郷、諸國

を勸誘し、伯耆も亦蜂起して出雲と鼓應す、八月出雲守護代吉田嚴覺安來津〔能義〕に陣して之を防

ぐ、鹽冶の一族信濃宗泰兄弟〔高貞〕伊藤土屋多久の徒と共に起りて、九日高野山より嚴覺の陣に向

ひ白濁に戦ふ、嚴覺富田關を扼して之を禦ぐ〔三刀屋〕、尋いで因幡も亦蜂起して今川頼貞を伐つ

〔南山巡狩録〕、幕府頻りに吉田嚴覺を促かし石見を會擊せしむ〔三刀屋〕、周防の大内弘幸も亦起りて直冬

に應ず、直冬因て内藤盛信を招ぐ、盛信病死し其子に遺命して兵を起さしむ、師泰山内氏を遣はし

て大内を撃たしむ、内藤氏大内を援けて守護代を逐ふ〔萩藩閩〕、時に直冬は肥後詫摩に營し、今川直

貞肥前を徇へ後藤光明塚崎に據り、白石彌次郎須古に據り、藤津藤太郎精繼に據りて應ず、探題一

色道猷將となり往いて伐つ、數月進むを得ず〔志〕、少貳頼尙筑後より兵を引いて肥前に向はんと

宗刑部丞を使とし、直冬も亦左將盛盛宗を遣はし、交、阿蘇に往いて惟時に應援を勸む〔阿蘇〕、有馬

〔龜〕澄明は一色氏の兵を矢上〔被袴〕に破る、〔有馬〕探題道猷志を肥前に得ず、草野城〔松浦〕を保つ、

上松浦黨草野一族屬するのみ〔關太〕、十月内藤氏の遣臣審覺既に周防守護代を破り、安真貞村に兵

を率ゐしめて詫摩の營に至る直冬進んで肥前塚崎に營す〔萩藩閩〕。

〔信濃常陸越後諸國蜂起す〕 京都には美濃纒に定まりて、又信濃常陸越後等四五ヶ國蜂起すとの

報あり〔關太〕、九月十七日越後の凶徒如法寺左藤の間〔蒲原〕に據る、上杉憲將〔憲顯〕自ら將となり往

いて撃ち、田口三郎等をして山園より背撃せしむ〔南符〕。兵益益廣がり、十月九州探題より草野籠

城の狀を報じ、將軍發向あらば事なからんといふ、十五日大友氏の代官逃下り〔關太〕、桃井直常父子

逐電す〔紙圖執〕人心恟々たり。

〔尊氏師直を將る鎮西に赴かんとす〕 尊氏義詮をして京都を守護せしめ、自ら高師直等を將ゐて

鎮西に赴かんとす、朝廷大嘗會を延引し、二十五日を以て進發せんとす〔關太〕、二十三日桃井直常

兵を越中に起し氷見湊〔射水〕を攻む、得江の族志雄山の險〔羽昨〕に據りて防戦す〔得江〕。廿六日夜、直

義逃ぐれども幕府追ふあははず、因て西發を延べ、京極道譽を院執權勸修寺經顯に遣はし、明日發

向すと奏す、劍馬を賜はり、二十八日平明に京を發す、師直以下甲冑して従ふ者四五百騎、東寺の

南門を過ぐる時師直の旗手落馬す、是日淀に著し、明日石清水を拜し、十一月一日三寶院賢俊山崎

に追及び隨行す〔關太〕。

〔足利直義河内に逃る〕 直義逃る、後行方を知らず、巷説紛々たり、師直必ず搜索して後に發せ

んと主張すれども、尊氏聞かすして進發す、人々これを怪めり〔關太〕、直義は河内に奔り、畠山國清

之を石河城に迎入れ、三日書を近畿に馳せて師直師泰追討の兵を發す〔佐治〕、能登守護桃井義綱〔兵〕

大は國亂を聞いて馳せ歸る、此日其代官矢野余五井上富來の徒を花見槻〔鹿島〕に破り、敵を越中に

走らす、たま／＼義綱至り軍益振ふ(得江、文書)、土岐頼朝軍を脱して潜に京師に來り、黨を募りて夜討をなさんとし隠謀露顯し、在所に押寄せしに皆逐電せり、頼朝の末子を捕へ、奉行仁木頼章京極道譽に付して梟首す、師直より勇士を差上ぼす。尊氏兵庫より使を義詮に遣はし、京都に變あらば仙洞へ行幸して一所に警固し奉れと申送る、火事類に起り、或は夜討と驚く、千葉氏の兵北小路の里に寄宿す、永福門院の宮に近し、七日洞院家の第に往り給ふ。兵庫の信息紛々たりいふ、少貳以下皆降参すと、否、河野土屋備後に到れり、賢俊僧正直冬に使せんとすれども通路困難にて往く能はず、師泰石見の三隅城より追落されて出雲に没落すと、人皆是非に惑ふ(圖太)、十二月上杉能憲常陸の信太莊に起りて直義に應ず(古文、書錄)。

〔尊氏備前に到る〕 鎮西中國の執事探題を怨むもの直冬に附いて所領を復せんと希ふ、直冬因て券狀を與へて、判許する所は赤松氏の播磨五ヶ莊、師泰が遠江濱松莊に及ぶ(詭摩、文書)、肥前略定まり、大友の族亦意を通ず、是に於て豊後を經略せんとなす、少貳頼尚使を遣はして河蘇惟時を招ぎ惟時竊に意を通ず、十五日直冬因て豊後を會撃せしむ、頼尚書を贈りて曰く、高越州石見に敗れて安藝に逃がれ、聞く京都に還れり、當國(肥前)の合屋河内等首を授け、今大友兵部少輔も亦應ず、苟も協謀し事に従はゞ平定疑ひなしと(阿蘇、文書)。時に京都には細川顯氏も亦背いて逃下る、義詮細川頼春、清氏(阿蘇將)をして追はしむ、十六日京極道譽院執權に至り、播州退治のため國領垂水莊住吉上下保の要害を

陣所となし、(一)西國寺社本所領違亂の處分、(二)兵衛督入道追討の院宣、(三)三ヶ條を申入る、皆許容ありて院宣を下されたれども尊氏の意なるやを疑へり。又訛言あり、將軍海道より逃がると、或はいふ書寫山より歸らずと(圖太)、實は西進し十八日備前三石に到り、書を發して伊豫の河野通盛等に來援を促がせしなり(南山巡行錄、加豫章記)。

〔直義に應ずるもの多し〕 直義は石川城にあり。和泉の淡輪氏攝津の伊丹氏等兵を率ひて馳集る(南狩遺文、北河原森本文書)、二十一日近江の下賀高山小原の族兵を起す、二十日石塔頼房(中務)大和の生駒山に起り、並に直義に應ず。直義の逃げしより京師に確報なし、吉野執行いふ、大和の田口に匿れて禍を避く、異志あるに非ずと、是に至り去二十日石河に至り畠山將監と同心にて叛き、源大納言(北島親房)入來あり、謁見して條々を相談せりと傳へ、二十五日八幡に入るべしといひ、人々安き心なし。二十五日石塔頼房大將となり近江に打出で、高良莊邊を放火す、京極氏城を構へ防けども恃み難し、幕府東寺に據らんと遽に守禦の備をなす(圖太)、二十七日直義上野氏勝(左京亮)を將として近江の大原國氏と共に油日城善應寺に兵を集む(小佐治、文書)。大史小槻匡遠、大外記中原師茂等、洞院公賢に謂つて曰く、直義河内都智城にあり細川奥州と進退を共にせんとす、細川河州に來らざれば直義讃州に往かん、彼に他心なし、只師直師泰を憤る計り也、且將軍に書を贈り去年の約もあれば兩人を召せと律僧を使に遣はせしに、師直が門守に誰何せられ、捕へて京都の侍所仁木頼章に送致せり、僧を縛

るとは不便極まれりと。三十日京師浮言す、師直出家すべしと將軍に告げたり、世は無爲となるべしと(關太)。師直の人怨を集めたる斯くの如し。

〔直義追討の院宣下る〕 十二月の初め、上杉憲顯鎌倉より上野に還りて兵を集め(書錄)、桃井直信兵數千を以て能登に侵入す(得江)、上野氏勝近江を攻略し、守護佐々木(角六)氏頼の弟信詮を三上山野河原に破り、進んで勢多に向ひければ、守護伊延橋を捨て、走り、氏勝橋を焼く(佐治)。京都には直義追討の院宣下り、尊圓尊胤兩法親王坂本に赴き(行日記)、六角氏頼坂本より湖を渡りて進み、京極道譽、氏綱も續いて進發せんとす、京師震駭し、勢多悉く焼かれ石山恐怖し叡山衆徒も亦敵に通ずるものあり(關太)、畠山國清は淡輪氏等に和泉の井山(日根)を守り、貴志氏等に紀伊の春日山(名草)を守らしめ(南符)、七日石塔頼房兵萬餘を率ゐて八幡に向ひければ、京都驚擾し、敵は七條より寄せ來たり又鳥羽より進むと言振らし、晩に先軍八幡の民家を焼きて大渡に及び、夜頼房赤江に陣しければ、京極道譽、仁木義長等往いて之を禦ぐ(關太)、十日六角氏頼は上野氏勝を守山に破り、大原國氏兄弟を斬り、下賀高山みな陥り、首を京師に傳ふ(佐治文書)。

〔武家南北兩黨に分かる〕 直義は南朝に歸順を請ひしに(關太)、大和に至り降参すと、朝議其請を聽るされ、十三日綸旨を賜はりて、速に義兵を擧げて天下靜謐の籌策を運らさしむ(關太)、親房隆實世の難を記す、信)。是より武家は南北兩黨に分かれ、諸國の旗幟益亂れて識別しがたし。尊氏西下を急

ぐと雖も、四國中國の處分を累はして途に上るを得ず、中國益亂る、丹波蜂起して守護代久下彈正と戦ふ(田原文書、祇)、二十一日京都相報す、東國勢南方に廻り八幡に入り、細川顯氏四國を打從へ既に纜を解いて京に向ふと、二十三日義詮八幡を伐たんと議し、奏して主上を持明院に遷奉し、兩上皇を一處に守護せんとす(關太)。師直命を上杉憲顯に傳へ、新田世良田及び桃井直常が所領の新田にある者を岩松直國に與へしむ(正木)、憲顯素より異圖あり、鎌倉執事高師冬光王丸を挟み相摸毛利莊に徒す、石塔義廣、賀野義長、加子、今河(左近)、一色(少輔)等從ひ、飯山寺に宿し、廿七日師冬が兵を撃破りければ、師冬甲斐の逸見城に走る、廿九日上杉憲顯三浦杉下諸氏と光王丸を迎へて鎌倉に還る(古文書錄)。

第七十節 高一族滅び、足利義詮政をなし、尊氏南朝に降り、直義鎌倉に奔る

尊氏備前より引還す——京都の騷擾益甚し——高一族の滅亡——尊氏上洛す——東西諸國の分争益紛々たり——南北講和の端起る——幕府の内訌——南朝に降るもの續々——尊氏直義の兩黨の對峙——尊氏直義和成らんとして又破る——崇光帝を廢し奉る——尊氏南朝に降る——尊氏の直義追討——直義の軍退却、尊氏伊豆府に陣す——北朝並に三世に及ぶ

〔尊氏備前より引還す〕

正平六年正月元日美濃守護代凶徒蜂屋が黨類の首を持つて京都に至る

南北初時代史

第四編 南盛北衰時代 第九章 幕府内亂、南北初度の統一
第七十節 高一族滅び、足利義詮政をなし、尊氏南朝に降り、直義鎌倉に奔る

(圖太)、直義の勢益鷗張し、坂東には佐竹義盛(圖太)一族を離れて鎌倉に赴き、上杉憲願を援く(常陸)、越後の上杉氏は越中の桃井直常と合して叡山に向ふ(圖太)、畠山國清は攝津の神崎に陣して、守護河江圓道を破り之を走らす(北河原)。京都連日相驚く、或は云ふ已に坂本に向ひ大嶽に火擧かれりと、或は云ふ坂本には桃井の子先著せるのみ直常は一兩日に至ると、三日京都守護の兵河原に向ひ、虚傳として翌曉引拂ひしに、其日桃井上杉勢數千人坂本の濱手に至り、民家を焼く、又、直常も到着せりといふ。是に於て三門主坂本を去り、五日京師相傳へ、北國の勢襲來すとて、軍士東西に馳せ違ひ、義詮河東に出張すと騒ぎしに、晩に至り定まれり(圖太)、七日直義八幡に至り、二階堂父子(名)等を遣はし宇治の軍を督せしめ(圖太)、書を馳せて師直師泰を誅伐す、早く兵を催して來たれと令す(南時)、尊氏備前より引還し、是夜瀬川に著し、京都合戦始まらば直に歸洛せん、然らずば河内に向はんとす(圖太)。

〔京都の騷擾益甚し〕 石見高師泰が部將土屋宣時、三隅に攻め向ひて破れ、直冬は太宰府に在り中國の豪族を招いて師泰を攻めしむ(蘇藩)、鎌倉には上杉憲將(憲藤)兵數千を率ゐて甲斐に發向し高師冬を伐ち、能憲は加子宮内少輔三郎と俱に海路より上洛す(古文)、高一族の勢益衰ふ。細川顯氏は阿波より歸り、飯尾吉連(半人)を八萬城(名東)に破りて東す(雜抄)、十日尊氏山崎に著し、赤松範資大渡に開戦す、顯氏尊氏の後を追つて來たる、足利(尾)高經、二階堂時綱京師を脱して八幡の軍

に奔る、京師恟々たり、軍兵義詮が一條邸に群集し、京合戦は不日に始ると云ふ。直義と南朝との和破る、尊氏八幡を攻めんとして議決せず、仁木賴章、赤松則祐宇治に軍し、京師の諸將直義に附かんとする者多し、十三日上杉朝定(少弐)、朝房(左馬)今河範國(四字は關國地蔵)も亦八幡に赴く。午時に桃井直常が軍雲母坂を下り、松崎籠里に火を擧ぐ、別軍は伊坂より進む、大渡の戦盛んに京軍は鳥羽に退く、諸將頻に京師より逃走し、幕府より其邸を壞る、洛中の騷動異常なり、千葉氏の邸仙洞に近し(圖太)、往日貞胤病死し(常樂)、其士卒殊に檢束せず、柵を構へて仙洞を窺ひ見、人々惴惴す、須賀清秀(守)南奔せんとして關止せられ、從類相闘ひ内裏に逃入りて殺され清秀逐電す、是夜主上俄に仙洞に徙御す。十五日曉、義詮京都を没落す、師直、師泰、仁木賴章、義長等十餘邸を放火し去り、千葉氏胤は八幡に奔る(圖太)、義詮桂川に至り、師直が援兵に逢ひ、俱に尊氏の軍に赴く(東寺王)、午時桃井直常仙洞に詣り守護すと奏する處に、尊氏は二條河原に、義詮は四條河原に打て出で、京極道譽は三井衆徒を得て近江より引還し、三方より進攻しければ、桃井は法勝寺に退き、尊氏二條京極の吉良邸に營し、千秋高範を以て上洛を奏す。されど將士睽離し、山名時氏戰場より八幡に赴く、翌日尊氏義詮西に赴き、敵に伊山を塞がれ、桂川邊に逗留す、佐々木(六)滿信、千秋高範、小笠原政長等相繼いで八幡に赴き、師直が武藏守護代薬師寺も敵に付きたり。十七日直常又入りて守護し、尊氏義詮丹波路を防がれて善峯寺に止る、兵僅に四五百従ふのみ、尾張高經、千秋高範、歸

洛して、仙洞に參る、明日尊氏義詮、若狹路より江州の京極城に入らんとすと聞いて、追手を向けしに轉じて播磨に走れり。諸國路塞がり、京都へ濟物到らず供御乏しきを以て、八幡よと鳥目三萬疋を進む、依て勅使を遣はして靜謐を賀し、諸家の賀使八幡に交はる(關太)。

〔高一族の滅亡〕 數日間京都の守護は走馬燈の如し、此時僧疎石は等持院祖曇を八幡に遣はして直義に兄弟講和を勧めしに、直義告文を以て他心なきを示せり。京都には尾張高經千葉胤坂本に向ひ、師直が北走の路を絶ち、山名時氏丹波に向ひ、石塔頼房は播磨に向ふ(關太曆、三刀屋文書、西行雜談)。前月甲斐の逸見城陥り高師冬自殺す(常樂記)、師泰は石見に敗れ將軍の命とて、師夏(武藏五郎)と俱に軍を返し尊氏が播磨書寫山下の陣に會し、師直と共に石塔頼房が瀧野の光明寺坂を攻む、二月三日戦を始め翌日師泰到着して、夜討せんとす、頼房漏れ聞いて備へをなし却て之を破る、師直が兵續いて瀧野城に押來たるを、細川顯氏の軍至りて後より裏打し、散々に打破れり(關太曆、關太文書)。顯氏が弟頼春、上杉顯能と進んで書寫山下に押寄せければ、尊氏敗れて法華寺に退く、八幡には書を諸國に馳せて、師直帥泰退治の兵を募り、東國の兵多く勢多に集まり、八日上杉重行(左京亮)數千騎を率ゐて上洛す(關太曆、佐治三島社文書)、師直等の人心益沮喪したり。講和の秘議により尊氏義詮は法華寺を發して上洛す、十七日頼房これを途に關り合戦を始め、十八日兵庫の鶴見松原に戦ひ、兩軍の死するもの數百人師直は股を射られ、師泰は内甲を射られ二人の運命此に窮まれり。尊氏は兵庫に引返し陣を駐め密に侍

童命鶴丸(直氏)を八幡に遣はし、師直帥泰を剃髮せしめ、政務を剝いで死を宥め、是にて和睦せんとの意を示しければ直義承諾し、二十日二階堂行珍を遣はして密奏す(關太曆、關太地蔵院日記)。義詮は丹波路より上る、桃井直常、上杉、諏訪、祝等千騎にて馳向ひ、義詮降を納れければ二十三日直常八幡に赴く(關太)、尊氏命鶴丸の復命を聞いて、二十五日湊川城を發す、師直は禪衣し、師泰は念佛衣して隨行せんとす、尊氏秋山新藏をして、吾より三里を隔て、來たれと命す(關太地蔵院日記)、蓋し法衣の力は甲冑よりも堅剛なりと信じたればなり。十八ヶ年の驕威の末路こそ見苦しくも亦淺増しかりけれ。かくて武庫川邊(一に)、鷲林寺前に至りける程に上杉顯能父の敵なれば討取れとて、兵五百を廻しおき討懸かりければ、師直、師泰、師兼、師夏、師世等一門八人、川津、高橋等從類數人と、或は討たれ或は自殺す(關太曆、常樂院日記)。

〔尊氏上洛す〕 二十七日尊氏上洛し、上杉朝定の邸に入り、明日直義錦小路の邸に歸りければ、前權大納言經顯勅使として直義を賀し(關太を以て門外に命を聴くと云ふ)京都靜謐す。尊氏上杉顯能を怒りて殺さんとす、直義營救して三月三日流罪に決す。義詮丹波より政を返せしに直義これを扶助するに定まり、直冬を鎮西探題となし、幕府の平和成る。細川顯氏上洛して尊氏に謁見を乞ひしに、尊氏降人の身なればとて辭しければ、顯氏惶怖せりと云ふ、斯くて京都東西の關割を撤し、顯氏大衆を率ゐて義詮を丹波に迎へ、十月直義の邸に到著して相見ゆ。

〔東西諸國の分争益紛々たり〕 僧疎石の直義に勸むるや、亦南朝とも和せしむ、直義其言に従ひ

毛利廣秀(大晴)問注所美作守を使者として穴太行在に詣らしむ、されど直義が諸將多く之を欲せず、桃井直常の如きは武衛入道を討つべしとさへ言ふに至る、縉紳は平和の兩使の歸るをのみ待ちしも要領を得ず、巷説紛々たり。尊氏歸路の際に相傳ふ、北畠源大納言(顯能)の軍勢鴟張すと、守護石塔頼房四ヶ國の兵を率ゐて伊勢に發向せんとす(顯大)、兩朝の亂已に久しく、朝野此機に乗じて和を望むと雖も、黨派分争の纏れば益困難に成行きたり、東西の例を擧ぐれば、少貳大友島津は鎮西の權を握り探題一色と相下らず、少貳は直冬を擁し南朝に不平の徒と連合すと雖も、大友氏は必ずしも附和するを欲せざるなり、日向は島津の勢力範圍に屬すれば、初めより守護畠山と相惡し、故に畠山直顯は直冬に應じ、奥三國の向背紛々たり、三月直冬宰府より豊前を徇へ、阿蘇惟時は豊後を攻略し、大友の族分れて直冬に附く、日向の楡井頼仲志布志に據りしに、肝付兼重死して子幼弱なりければ、大始良の豪雄忽ち島津に附く、頼仲來援して大始良を陥れしかば、畠山直顯これを争ひ(薩藩舊記)、九州は四分五裂の勢となれり。東國も亦然り、陸奥の吉良畠山兩探題相下らず、鎮守府其隙に乗じて進勳を圖り、吉良貞家畠山を破りて府に應じ、正平の號を奉じ、將軍吉野と合戦すと稱して味方を募りしに、野州の師直黨大舉し來んとするを聞きて結城氏に命じて白河關に備へしむ(相馬、結城文書)、是より武家黨遂に南朝の年號を奉じ、旗幟耳目を亂らして疏理しがたく、諸國益擾亂したり。

たり。

〔南北講和の議起る〕 されば南北講和を議せらるも、幕府外容相和するに似て、内實相軋る。四月二日義詮直義と同居せんと三條坊門第に往きしも、暫くにして復還れり、洞院公賢聞きて親族も

猶合體せざる歎、畏るべしといへり。僧疎石曾て持明院に詣り、光嚴上皇に南方の和睦は、御出京あるべきをも只物騒なりとの事なれば、猶望みありと語れり、僧慧鎮も亦間に居て斡旋せしが、南朝の報を得ずして月を送れり。五月四日桃井直常直義の第よりの歸途に、女装の勇士走りかゝりて刺したれど、衷甲せしに因て免る、或は云ふ尊氏の心底猶不和なり、濃州に下らんと謀ると、八日以來洛中數、驚く。十八日相傳ふ楠木氏(正儀)の使近日上洛して和議を陳せんとすと、既にして曰く、和議定まらんとすれば輒ち破る輩あり、因て荏苒日を送る恨むべきなりと。南朝河泉の軍は依然として駐營し楠木氏の兵動き、興良親王の令旨を馳す、伊勢には國司の軍守護の兵と合戦月に亘りて強盛なれば、京都の通路塞がり、六月々次例幣使は途より引返し、神今食を停めらる。

〔幕府の内訌〕 京都の小康は百日に及ぶと雖も、幕府の内訌は彌穩かならず、陰謀の輩増加し、直義を主となして南方と相通ず、而して楠木氏は河内を攻略して處々を燒拂ふ、困て兵を差向けしに、又播州蜂起(新田の族なるべし)の報あり、七月十三日義詮自ら往いて征伐すと奏し、世は亦累卵の危殆に陥れり。直義義詮と和せず、毎夜警備し、遂に政務を辭しければ、二十日義詮政を執るに決し事姑く

静定せしに、翌夜より細川頼春、仁木義長兄弟、土岐春日部等脱走す、尊氏直義義詮相會して誓ひ、直義元の如く政務を助けて人心を鎮む、逃がる、者猶絶えず、二階堂行珍、海老名六郎等も亦脱せり、既にして土岐一族濃州に蜂起し、京極道譽近江に城郭を構へ仁木義長は伊賀に兵を集めて伊勢に向はんとす、二十八日尊氏自ら往いて美濃を征伐せんとて京を發す、直義義詮河原まで見送り、明日義詮は播磨に向ふ。直義に密告する者あり、濃軍播軍相合して公を攻めんと圖ると、廿九日の夜、直義俄に東寺に入り、相恨むこと甚だし、桃井上杉等數千騎を率ゐて大原路より北國に向ふ(圖太)、京都の浮言紛々として上下疑懼す。

〔南朝に降るもの續々〕 京極土岐みな南朝に降る、八月二日左兵衛督御子左爲忠旨を傳へて尊氏直義義詮を討せしむ、尋いで叡山僧徒に勅し、京師に打向ひて尊氏等が巢窟を覆さしむ(醍醐地蔵院日記)、細川顯氏は直義が骨鯁にて、京都守護となりて鎮壓す、又義詮と好し、中に居て斡旋し三日義詮京に還る、五日尊氏石山より歸洛しければ直義は既に脱して越前に在り、尊氏因て義詮を京に駐めて鎌倉に歸らんと議し、遂に顯氏を越前に遣はし、直義に歸洛して政を執らんことを勧めしむ、六日顯氏京を發して東す。尊氏法勝寺慧鎮を使者とし穴太に赴き和を乞ひしに、朝議聽さず追歸されて歸洛す、赤松則祐南朝に應じ播州蜂起し京師に攻め上らんとす、直義越前より仙洞に書を送り、吉野勢必ず京師に打入らん、京師に兵少ければ叡山へ遷奉あるべしと。桃井直常等は直義が爪牙たり、吉良滿

貞、間注所美作守も亦これに奔る、尊氏直義が歸洛して政務を執り諸將を和せんと欲して成らず、京師浮言す直義廿一日を以て敦賀を發して坂本に向はんとすと、朝廷叡山行幸を議すれども決せずして此月を送れり(圖太)。

〔尊氏直義の兩黨の對峙〕 九月尊氏直義の兩黨近江に對峙して開戦せんとす、尊氏猶密に媾和を謀る、是より先き二階堂時綱、安威三河入道を播磨に遣はし、赤松則祐をして南朝に和を勸む、南朝や、許容の色あり(圖太)、而して諸將和せずして、尊氏南朝に降るの因と成行けり。上野頼兼石見より敗れ還り丹波守護となりたりしに、是に至り丹波亂れて三日に頼兼討死し翌日南朝の結城某等守護所に入り、但馬蜂起して之れに應ず、七日、金谷兵部大輔石清水に據り、八幡の郷士競起して攻め金谷自殺す(圖太附、醍醐地蔵院日記)、十日直義黨石塔頼房(仁木義長)伊勢より近江の甲資に打入り、守護佐佐木(六)信詮を攻め信詮戦死し、餘衆觀音寺城を保つ。戦端既に開け、十二日尊氏黨細川顯氏、畠山國清等、桃井直常等を八相山(淡井郡)に攻む、桃井義綱能登の兵を以て顯氏等を助け、直常力戦すること兩日殺傷相當りしも、遂に敗れて退く、十七日又戦ひ細川元氏(伊豫守)傷つき京師に還り和を唱ふ(圖太附、得江文書)、京師切に和を望む、尊氏直義の不和は固より本意に非ずと雖も諸將欲せず、直常最も確執して其議を破る、廿一日直義敦賀を發して近江に赴き、廿四日尊氏も亦戰場に赴き兄弟相見て和を講ず、義詮これを鎮西に告げ直冬の下知に従はざる者は先令の如く追討せしむ(圖太附、豐)、然

れども諸國互に黨を分ち兵を構へ、邊に拾收すべきに非ず、依然として戦ひを繼續したり。

〔尊氏直義和成らんとして又破る〕 京師は僧疎石が寂(年七)するに會して數日靜謐なり、十月二日尊氏直義近江に相會見して和成り、尊氏四十九院(大上)に次す、五月を以て尊氏は石山に還り直義は坂本に到るべしと約す、京師皆悦べり。既にして事破れ、七日石塔頼房甲賀より勢多を打破りて坂本に向ひ、直義鹽津より敦賀に引還し、鎌倉に歸らんとす、明日尊氏兵を遣はして之を伐たしめ書を鎮西に馳せて直冬を伐たしむ(田津文書)、十一日直義敦賀を發して東す、顯氏國清は和議媒介の功なきを愧ぢ、京に還りて剃髮せんとす、尊氏とめて止む。十五日尊氏義詮京師に還り、廿一日義詮又政務を始め、仁木頼章を執事とす(佐治文書)、是日直義加賀に至る、尊氏書を馳せて直義の黨を招誘し、信濃の小笠原政長をして直義の東下を遮ぎらしむ、政長一族藏人某を將となし、廿八日遠江に至り、吉良満貞の兵と引間驛に戦ひ之を破り、佐江中山に至れば上杉氏の兵數十邀へ戦ふ、又これを破つて進む(天龍寺、柳木文書)、諸國の兩黨紛然たり。

〔崇光帝を廢し奉る〕 赤松則祐穴太に在て尊氏がために請ふ、朝議これを納れ、廿四日義詮の歸順を聽き、頭中將中院具忠勅を尊氏に傳へ、天下安全のために無二の忠節を致さしめ、又直義が朝憲を背くを以て追罰を加へしむ、則祐朝使忠雲僧正と共に上洛す。十一月三日義詮賀茂に至り、親承法印房にて忠雲に謁して命を受く、尊氏復して曰く、繪旨に任せ諸國に戦を止めて聖裁に従ふ

べく仰せ遣はすべし、直義直冬の黨類は當方に相談し退治すべしと仰せ含められたしと、明日頼章、義長、國清及び千葉(氏)武田(武信)南(遠江)二階堂(朝)等を從へて京を發し、石山に到り兵を集めて東せんとす(關太)、忠雲は右大臣中院光忠の子なり。僧慧鎮洞院相國に語つて曰く、將軍の意疑ふべし、然るに賢息(實)道譽則祐と主張して之を成したり(關太)、七日京都は崇光帝を廢して正平の號を奉じ、幕府の政は裁を行在に聽き、行在の穴太を賀名生と改む。義詮父と俱に東せんとし、尊氏これを制止す、義詮京を去るの意猶已ます(公卿補任、關太)、京師浮言し、南朝の四條隆資、洞院實世來りて政をなし、兩上皇主上太子を執らへんとすとて院中憂恐す、既にしてまた傳ふ、南朝二條教忠、北畠顯能を右左大將に任じ、將に聖駕を南巡せしめ、南帝奈良に遷りて政をなさんとすと、是非紛々として君臣共に南方を候ひて安んずる能はず。

〔尊氏南朝に降る〕 十五日南方より還る者北畠准后近日中院頭中將を勅使とし、相國洞院公賢に政事を委ねんと建議せりといふ、僧良兼以て公賢に告ぐ、公賢曰く、信僞不審なり然し本懷に非ず今は隱遁の外に望みなし、進退は只天道と神慮とに任かす、更に喜びず又憂へすと。廿四日中院具忠京に至り公賢に命を傳へて尊氏の降を許さる、車駕還幸あるべきも當年は方位悪く、東北まだ靜謐せざるを以て明春に延べらる、因て公賢を左大臣に任じ、一上の事を行ひ、後院別當を兼ねしむ、要劇の事は常用に隨ひて計らひ、仙洞を驚動せしむるなかれと條々の旨を致す(關太)、南北朝は

是にて統一の端に就けり。

〔尊氏の直義追討〕 尊氏は吉野和陸直義追討の勅を奉じ東伐する旨を諸國に宣布し(舊記)、石山を發したるは十五日比なるべし、月末は遠江に兵を催す(天野)、時に直義が軍勢攻め上るとの飛使京に到れりとして、義詮も東伐の準備をなし、來る五日を以て發せんとす(關本)、十二月三日尊氏駿河手越驛に到り、岡本卿房良圓を關東に使ひせしむ、良圓敵營を過ぎて野州の小山宇都宮に説き、常陸の佐竹より引返して那須を過ぎ、白川の結城を説き、要領を得て還れり(關本)。鎌倉には直義を迎へ、上杉憲顯、子能憲、一族小山田頼顯等これが用をなす、陸奥探題吉良貞家は素より直義に付き、相馬親胤は觀望す、信濃の小笠原氏は直義を關る能はずして引返し、後ち國には諏訪頼津の南黨競起りて防戦に困めり(武州、相馬文)、京都には義詮の東發を差留めらる、浮言動搖し、或はいふ尊氏伊豆に至り直義と和合せりと、或はいふ義詮は播州若繩城(赤松氏)に奔らんとすと、公卿諸將も亦將軍兄弟の講和を欲し、八日之を評決して行在に奏す(關本)。
〔直義の軍退却、尊氏伊豆府に陣す〕 十一日尊氏の前軍直義の軍を由比及び蒲原河原に破る、東軍富士河を隔て、陣す、十三日尊氏陣を由比山(藤埜)に進む、東軍由比越及び内房より競ひ進む、西軍苦戦して防止む、十七日直義内房山に陣し、由比を撃たんとす。時に關東蜂起して尊氏に應じければ、直義駿河三河三郎をして箱根路を塞がしむ、宇都宮氏の將芳賀貞綱山上海林等と合し、那

波より轉戦して進み、足柄山に赴く、武藏の高麗經澄樂師寺氏と合して直義黨を破つて府中に入り、二十九日野州の軍と共に足柄山を破る、小笠原政長信濃より進んで甲斐に入り、武田政長(上野)を攻め(勝山、小笠原、赤堀文)、直義の軍引退き尊氏進んで伊豆府に陣し、此年は暮れたり。

〔北朝茲に三世に及ぶ〕 後醍醐帝の和を講じて叡山より還御の時に、授けられたる神器は皆眞物に非ず、北朝これを傳へて三世に及ぶ、北畠准后建議し、神祇伯に命じて收むべしといふ、因て中院具忠を京師に遣はして劔璽を收めしむ、廿三日神祇伯資繼持明院に至り、三器(謂ゆる)壺斬劔を小櫃に納めて持歸り我が第に置き、日を越えて具忠これを奉じて還りければ公卿みな帳恨せり(關本)、二十八日光明崇光兩帝を尊び太上天皇といふ、光明上皇落飾し、眞常惠と號し給ふ(關本、皇)。

第七十一節 天皇八幡に幸し、三上皇を賀名生に遷す、義詮叛いて後光嚴帝を立つ

尊氏鎌倉に入り東國の政を成す——賀名生行在の叙位式——八幡行幸——征夷府の令關東に行はる——三上皇直仁親王河内東條に遷御——鎮西中國の向背——八幡行在の其後——帝八幡より賀名生に遷御——北畠顯能三上皇を賀名生に奉遷す——女院の政——鎮西中國益旗幟紛亂の形勢——越中美濃關東の形勢——奥羽の形勢——義詮後光嚴天皇を立つ——伊勢播磨藝備の幕軍不利——南盛北衰の兆

〔尊氏鎌倉に入り東國の政を成す〕 正平七年正月朔、下野武藏の軍尊氏が伊豆府の陣に到り、明

南北朝時代史 第四編 南盛北衰時代 第九章 幕府内亂、南北朝の統一
第七十一節 天皇八幡に幸し、三上皇を賀名生に遷す、義詮叛いて後光嚴帝を立つ 六五三

日尊氏鎌倉に入る(赤堀、武州文書、)、由比の合戦以來直義の戦状は傳ふる所なし、蓋し上杉を始め、吉良、石塔、桃井等みな一時尊氏を迎へて富士川以東は抗戦するものなかりしなるべし。是に於て尊氏東國の政をなし、宇都宮、高麗、小笠原以下の戦功を賞す(走湯山、勝山、小)、二月廿六日直義鎌倉の延福寺に薨す、年四十七(鎌倉社務記録、)、或は云ふ尊氏執らへ歸り誅するに忍びず毒殺せりと(太平記、)思ふに當に然りしなるべし。

〔賀名生行在の叙位式〕 賀名生行在には、五日に叙位を行ひ、京師公卿洞院實守以下に位を授け、

洞院左府は老いて遠行する能はざるに因て、子實夏を遣はして行在に至らしむ、因て實夏を正三位權中納言となす。十五日藏人葉室光資上洛して近衛家の相續を定め、經忠に宗を繼がしめ道嗣には五所を給して分家し、子孫の器に従ひ増して十六所に至るを許す(圖太曆、近衛家の東西を分つが如く、公卿背をなし、に英涼頼に變り、處分を難す、)、二月五日は方忌に値るを以て車駕還京を後圖となし、且近地に幸りしならんとは、此例にて推測すべし。大政の南に歸してより公卿僧綱の冷熱遽にして道路の勞を省かんと、下旬に八幡還幸を仰出さる。大政の南に歸してより公卿僧綱の冷熱遽に變り、皆争うて使を遣はし新待賢門院(阿野准后、去)北畠准后、二條關白、四條大納言等の門に候するもの絶えず(圖太曆、祇)、廿六日車駕賀名生を發す、右大將洞院實世、左大將二條教忠は天皇に隨ひ、大納言冷泉公泰、三條實教は新待賢門院に隨ひ、五條の野々社を経て、東條の勸興寺に御し、廿九日攝津住吉に到り、津守國夏が宅に御し、住吉殿を修めて駐蹕あり(圖太曆、祇)、京師の前關白經忠は近衛第

に徙り、前内府西園寺公重も幕府の譴解け、弟實俊を徙して北山第に居る、左府公賢及び義詮に勅諭し、還京の期定まるを待たしむ。北朝廢してより幕府の威令行はれず、奉行人諷訪圓忠公賢に告ぐ、公武の和談未だ熟せず、又騒亂を生ずべしとて世人愁嘆すと、公賢曰く然り、如何共せんすべなきのみ(圖太、)、叡山祇園社に命じ犬神人を發して法華堂を毀たんとす、社僧公人の來たらざるを以て肯て發せず、法華宗徒みな逃る、西塔より京師に徵稅し、衆を率ゐて市店を狼藉し、商賣行はれずして活計を失ふ、三條七條兩座の吳服商洞院左府の門に群來して山門を譴責あらんことを訴ふ、閏二月二日左府座主をして制定せしむ(圖太曆、祇)。

〔八幡行幸〕 義詮が政をなす事毎に旨を承けざるべからず、鬱悒する甚だし、丹波の軍(千種少)守護萩野朝忠を攻めて逐出しければ、益甚恨し法勝寺慧鎮を住吉に遣はして和約の潤色を請はしめ、以て向背を決せんとす、是に於て使者頻りに關東に馳せて京師恟々たり。十五日の夜伊勢國司の軍京師に入り、幕府の兵漸く江州に向ふ、十七日京極道譽先發して勢多橋を架し、京師に武家の兵滅す、十九日慧鎮還り、和協略聽かれ、八幡より勅答あるべきを報す、然れど幕府の騷擾甚だしく京人皆色を失ふ。是日車駕八幡に行幸す(圖太)。義詮東寺に南方遠約の謀ありとて武家のために祈禱せしめ、翌朝東寺に陣す(圖太曆、祇)、既にして千種少將(經顯)の軍は丹波より入りて内野に充滿し、楠木和田等の軍は八幡より京師に入る、義詮東寺を去つて東に赴き、官軍細川顯氏等と七條に會し相戦ふ、顯氏敗れ

て、侍所頼春討死し(年五十四)顯氏は北に走り、義詮は土岐頼康等と近江に走る。八幡には京師の捷報を得て、廿一日藏人葉室光資を遣はし三上皇を迎へしむ、光資洞院左府に詣り、旨を傳ふ、左府即ち牛車を進め、薄暮に三上皇、直仁親王東寺に入り、明朝八幡に幸す(關太曆、祇)。義詮復觀應の年號を用ゐて諸國に令す(文書)。廿四日京師相驚く、義詮四十九院より土岐頼康が美濃の勇士を引率して攻上ると傳ふ。此日准后北畠親房京師に至り、子顯能をして軍を率ゐて近江に向はしめ、廿六日書を洞院公賢に贈りて曰く、今度の變は定めて高聽を驚かしたらん、顯能官を去り、大理四條隆俊宜しく代て來たり鎮すべきも、父隆資固辭せるを以て、衰老の質十七年を歴て舊里の塵を履めり、此一舉は是非に迷ひ、計會常篇を絶つと云云(關太)。

〔征夷府の令關東に行はる〕 此月兵衛佐新田義興、武藏守新田義宗兵を起し、東西に分れて上野を伐定め、武藏に入る(赤堀文書、關太曆)。十七日尊氏畠山國清武田信武等を將とし、武相の兵を率ゐて鎌倉を發す、明日義宗尊氏が武州狩野川に(和奈)有りと聞いてこれに向ふ(關太)。是より先き宗良親王を征夷大將軍となし(新纂)、東國の軍を統べ信濃の諏訪以下の軍勢鎌倉に向ひ親王は上野の碓井峠に陣して聲援をなされければ、關東の應ずる者雲霞の如し、十九日尊氏谷口に退き、武藏守護藥師寺加賀守をして八文字一揆(高麗)を發し、上杉一族と共に義宗を防がしむ、義宗逆戰して之を破り、進んで義興と關戸に會す(關太曆、武)。廿日尊氏武藏府中に至る、義興義宗武藏野に邀へ戦ふ、今川範國

は人見原に戦ひ、畠山國清藥師寺加賀守は金井原に戦ひ、皆敗走す、義宗は關東を警固し、義興は脇屋義治と路を分ちて武藏を討ち平らげ征夷府の令は關東に行はる(關太曆、諸國古文書抄、三宮)。陸奥國司春日守親(鎮守府將軍顯信の子を)の軍白川に至り、先鋒宇都宮に向ひ、芳賀兵衛と合し信濃の軍と相應ず、宗良親王碓井より進んで小手差原に駐營あり。尊氏猶武藏府中にあり、下野の南(高)宗繼等が兵を得て復振ひ、廿五日小笠原政長等を遣はして鎌倉を攻めしむ、新田義興關戸より三浦に赴き三浦高通と共に徵發して亦鎌倉に向ひ、廿八日政長と岩屋堂前及び化粧坂に戦ひ河村城に入る(關太曆、新纂集、南狩)。尊氏征夷府の軍を武藏野に邀へ撃つ、畠山今川は小手差原に武田藥師寺は高麗原に、別軍は入間原に戦ひ、芳賀貞綱上野の兵は背後を撃ち 征夷府の軍敗績す(武州、赤堀文書、遠文、新編武藏風土記)。尊氏征夷府の軍を武藏野に邀へ撃つ、畠山今川は小手差原に武田藥師寺は高麗原に、別軍は入間原に戦ひ、芳賀貞綱上野の兵は背後を撃ち 征夷府の軍敗績す(高須藩所藏文書)、此戦や戦線多摩入間高麗の三郡に連なり、太平記に笛吹嶺の戦といふは是を誤りたるなり。尋いで尊氏も亦觀應の年號を用ゐて諸國に令し、畠山國清を相摸に遣はし、義興を攻めて鎌倉を定めしむ(古書)。

〔三上皇直仁親王河内東條に遷御〕 三月八幡の行在に義詮寄來たと流言す、四日遽に三上皇直仁親王を河内東條に遷す。此日細川顯氏阿波を發して八幡に向ふ、九日義詮四十九院を發して京に向ふ、雨に遇つて進むを得ず、書を伊豫の河野通盛等に馳せて兼程東上を促がし、土岐頼兼、尾張高經、相繼いで來たり加はり(關太曆、繁見)。十四日大舉して京師に入る。伊勢國司顯能は左女牛若宮

(六條八幡宮)に營せしに、叡山の牒報を得て明朝違に八幡に還る、聽て義詮の軍は神樂岡眞如堂に奔至り長樂寺の峯に陣し、諸軍雙林寺より阿彌陀峯まで籌を焼き夜を照す(紙圖執行日記)、十七日赤松則祐叛いて義詮に付き、楠木正儀を神崎に破り、瀬川驛に至る二十一日義詮東寺に陣し、仁木義長、畠山貞康(上野)等、官軍を赤井河原に破り、山崎に至る(吉川文書)、軍兵の京師に集まるもの日に加はりて雲霞の如し、天下の窮困飢饉にて死するもの勝げて算ふべからず、公卿疲弊を極む。吉良満貞、石塔頼房等(直義黨)熱田大宮司昌能、蜂屋原某等と合し、美濃守護代を尾張に破り、近江に寄來たり、廿六日勢多を焼拂ふ、明日細川土岐赤松等宇治より木津川を渡りて洞峠に向ひ、楠木和田等と戦ひ殺傷相當り、土岐康貞(康の弟)驍果絶倫と稱す、亦洞峠の下に戦死し(關太曆、實見、和田、吉川)、かくて此月は過ぎたり。

〔鎮西中國の向背〕 此春鎮西には直冬肥後にあり、少貳頼尙肥筑の山陽を略し、尾張義冬は薩隅を徇ふ、尊氏小貳宗祥(將監)に父貞經の所領及び筑前守護を襲はしめ、一色探題は去年より豊前府(中津)に入り、豊筑の海岸を徇へしに、征西府間に乗じて筑後を經略し、豊後竹田津の徒命に應ず(蘇我文書、薩摩舊記を參取す) 尊氏歸順せしより、石見の諸族多く義詮の命に應ず、惟三隅兼連は直冬に附く、閏月左將監盛宗安藝の吉河經兼等をして助けて三隅城を警衛せしむ 岩松頼宥三備を徇へ、備後の長井貞頼等これに付き上杉(山)三郎等と相持す、直義黨畠山丹波守を遣はして、上杉の徒を

助く(吉川文書、蘇我、關西國誌)、中國の向背紛然たり。一色探題は太宰府討平の勅を受く、時に直冬は宗刑部丞、高木三郎等を太宰府に留め、其兵寡弱なりければ、探題因て大友の族田原直貞等の兵を徴して攻めんとし亦果さず。直冬の將小俣氏連(少備)は肥前を徇へ、矢上城(郡)に兵を集めて海路千々石津より上り、三月二日神代(高來郡)に赴き西郷氏(菊池の族)を松尾に破る、探題直冬頼尙追討の勅を宣布し、筑前薩摩等の兵を催す(富、龍造寺文書、薩摩舊記)、尊氏義詮が復叛くに逢ひて事情變ぜり。

〔八幡行在の其後〕 三上皇東宮南遷の後は京師に主なし、八幡行在には人を遣はして崇光帝の母弟彌仁王を奪はんと圖る、幕府偵知し、四月二日尾張高經大兵を將る柵を大藏卿定親の第に構へて、持明院殿を護衛す(關太)。義詮は高橋判官邸に徙りて、八幡を犯すの準備をなし、僧房に掲勝して兵士の宿となし、興福寺に兵糧を徴發し、八幡を圍む(紙圖執行日記)。木津より渡邊まで營を連ね、岩松頼宥、山名時氏相繼いで來會し、薩摩の島津氏、伊豫の河野氏等使を馳せて至る、行在の兵稍々に逃がる、京師之を捕へて情を問へば皆いふ糧乏しと(關太、北河原、藤本、河野)、廿五日諸軍齊しく八幡を犯す、赤松則祐は善法寺口の寨を争ひて之を毀ち、細川顯氏は火を山下に放ち烟焰四方に起り佛閣を蔽ふ、岩松頼宥は木津を攻む、日没の比諸手齊しく進み、官軍力戦して禦ぎ傷者數百千人に及ぶ、天皇遷りて山上に御し(關太、福山志料)、此月亦暮れたり。

〔帝八幡より賀名生に遷御〕 五月八幡の軍漸く疲倦して降る者相繼ぐ、十日熊野湯河莊司(一に湯)

兵二百を以て細川顯氏に降る、北畠顯能の心算なり(關太)、軍氣沮喪す。十一日夜半に 顯能、名和長重等が兵士三百を以て天皇を護衛し、圍を潰して南に走る、赤松則祐、岩松頼宥、京極道譽等善法寺より登つて縦撃し、官軍大に敗れ、大納言四條隆資、參議滋野實勝これに死す(關太)、行日記、安積、吉川、小早川文書、福山志料、常樂記、伯耆卷、隆資は笠置の變に楠木城に逃がれしより、先帝の參謀となり、軍機を輔佐すること廿二年、南朝の柱石たり、遂に難に殉ふ。天皇馬に御して兵士に混じ、明日奈良に入らせらる、觀る者識別する能はず、相語つていふ、直垂を著て鞍に新しき宮を置きたるが帝なりと、西大寺前より三輪に至るまで昨支ゆる者なし、宇陀の水分宮にて楠木正儀等迎謁し、賀名生に遷御あり。赤松氏は四條隆資の頭を携へて戦ひしに、遂に之を失へり、十三日義詮八幡の首級を六條河原に懸け、東寺より中條備前守の邸に徙り政をなす、大高重成、高駿河守頭人たり(關太)、捷を諸國に宣布して二條右大將、四條一位等を斬獲すと稱す(河野文書、藤澤舊記)、教忠實は逃がれたり。幕府は等持寺祖曇を東條に使せしめて、密に三上皇を奪はんと謀る、至れば二條教忠、徳大寺公曇、四條隆俊等八幡より逃がれ來たり、上皇宮の警衛嚴にして祖曇の計違ふ、十六日楠木正儀は和泉に向ひ加守(泉南)を攻む、祖曇遂に空しく歸京せり(關太)、和、廿五日天皇位を三歳の皇子(後龜山)に譲りて親征あらんとし遂に果し給はず(關太)。

〔北畠顯能等上皇を賀名生に遷す〕 六月二日、大納言北畠顯能勅を奉じ、楠木正儀と俱に東條

に至り、三上皇を賀名生の離宮に遷す(關太)、天野、京都に主なく、三上皇を奪ふを得ず、此報を聞いて益望みを失ふ。

〔女院の政〕 京極道譽勸修寺經顯に縁り、廣義門院の命にて彌仁王を立て門院に政務あらんことを請ふ、門院許さず、宮廷の事關けて遂に主なかるべからず、義詮頻に經顯によりて門院に説かしむ、十八日門院已むを得ずして許し、始めて院宣を下さる、女院の政は未曾有の例なり。幕府は門院に迫り新帝を立てんと請ふ、門院これを攝關大臣に諮問あり、前關白一條經通曰く、受禪せず、上皇詔なく、又神器を授けずして踐祚は議何ぞ容易ならん、王道は正しくして謫ならず、繼體帝は群臣法駕を備へて迎立てたり、是據るべきに似たり、神器なきは壽永あり、傳國詔なきは仁治あり、兩蹤を合せて新儀となさば如何ん、但持明院を仙洞に擬して傳國の儀を行ふことの是非を知らずと、相國洞院公賢も亦善しと稱すと雖も、事甚だ安からず、意見決せず、藏人これを秘す(關太)、門院の命を以て南朝停むる所の官位を復し悉く觀應の制に復し(關太)、直冬は尊氏義詮が觀應の號を用ゐるを以て貞和の號を用ゐて別異す(關太)、藤澤、黨派の混雜益甚だし。

〔鎮西中國益旗幟紛亂の形勢〕 一色探題は勅を薩摩に傳へて直冬黨征伐の兵を催せしに、義詮復叛いて、教書を島津執印諸氏に馳せ、一色道猷を助けて島山直顯、伊東八郎等を伐ち日向を平らげしむ、直冬は尾張義冬を勵まし、福寝の徒を屬して直顯と犄角の勢をなす、八幡の捷報至るに及ん

で、探題これを宣布し、薩摩の人心を動かす(舊記)、四月周防の大内弘世は直冬黨内藤藤時を眞尾に攻め、藤時破れて杉貞弘の軍に走り、白坂山に據りて拒戦す、石見蜂起して幕府に抗しければ、弘世力屈して退く。六月安藝守護武田氏信、直冬黨毛利氏を高田郡に攻め元春を降し進んで親衛を坂城に攻む、直冬は長門の諸族を促がして厚東武重(駿河太郎)を伐たしむ(蘇我開闢録、吉川文書)。長防石藝の間紛然たり。時に直冬は肥後丸山に軍す、日向の伊東氏祐等兵を率わ往いて會し、八月進んで岩野城(山鹿郡)を攻む、薩隅守護島津道鑑老病と稱し、兩國を二子師久氏久に託し、而して自ら降を征西府に納れ、令旨を請うて大隅に攻入り、隈本栗野を陥る、畠山直顯其報を聞いて自ら將となり往いて撃ち、道鑑が叛いて肥後宮に附くを以て名となし、七月廿四日大隅に入りて尾張義冬と相應す、守護島津氏久は亦陽に幕府の命を用ひ牒を移して直顯が佐殿に黨して來たり侵すと稱し、凶徒税所以下の名を注進す 足利黨の旗幟紛亂したる概ね此類なり(舊記)、八月三日櫻庭氏直尊氏が使者として兵七百を以て京師に入る、京師相傳ふ將軍は佐殿と和を講じ、共に南朝の軍に當らんとすと(關大)。

〔越中美濃關東の形勢〕 桃井直常は弟直信と俱に越中に歸りて其黨を募る、能登守護吉見賴隆往いて伐ち、六月六日横川保に陣す、直常直信來たり戦ひ勝たずして引退く、十四日賴隆越中に入り水見湊を焼き、七月木谷城に戦ふ(天野文書)、桃井吉良石塔は直冬黨なり。石塔賴房吉良満貞と共に美濃に入りて、其黨の兵を集め、六月十六日大舉して土岐頼康が長森城(厚見郡)に押寄す、頼康逆へ撃ち

て之を破り、追つて郡戸に至る(鷲見家譜)、尊氏は鎌倉に在りて將士の恩賞を行ひ、諸寺を安堵し、基氏の威令東國に行はると雖も、上杉憲顯を始め直義の黨は遙に直冬に應じて鎌倉の命に抗せり(相州天龍寺、上杉文書、古今消息集)、是春武藏野大戰の後は、征夷大將軍宗良親王の事蹟未だ晦らし、退いて信濃に征夷府を据ゑしにや、坂東は新田氏の本國にて其勢尙強かりしならん、釋ぬべき緒なし。

〔奥羽の形勢〕 鎮守府將軍春日顯信は畠山吉良兩探題の中惡しきに乗じて攻守を謀りしに尊氏吉野に降り、勅命を稱して不順の徒を退治せしむと雖も、國人多くは吉良貞家に就いて其命に抗せり、貞家令す、將軍の命ありとも顯信より兵を加ふるを以て其備をなさざるを得ずとて、兵を名取郡に集む、顯信は柴田郡に營せり。尊氏復叛くに及んで、顯信は大波城より田村莊に退き、宇津峯の險に據りて自ら保つ、四月貞家これを攻めんと戸谷田(安積郡)に陣し兵を催して相對すること數旬なり、七月相馬、國魂、伊賀諸氏の兵を得て進攻し、三日顯信の軍と柄久原に戦ふ、利なし。顯信も亦久しきを支えず、宇津峯宮を奉じて田村を去らんとす、貞家偵知して、道路を警固し懸賞して宮を捕へしむ、尋いで鎮守府の軍を市庭矢柄に攻め、八月進んで宇津峯を攻む、顯信志を得ずして此年を終れり(相馬國魂、飯野文書)。

〔義詮後光嚴天皇を立つ〕 八月十二日の晡時、赤雲日を挟みて天を亘る數十丈、京師望み見て兵兆となす、十七日廣義門院群臣と協議し、光嚴上皇の第三子年十五なるを立てんと、持明院殿より

南北朝時代史 第四編 南朝北朝時代 第九章 幕府内亂、南北朝度の統一
第七十一節 天皇八幡に幸し、三上皇を賀名生に遷す、義詮叛いて後光嚴帝を立つ 六六三

土御門殿に徙し加冠して彌仁と名づけ、乃ち踐祚あり、二條良基關白たる故の如し、讓位詔なく、神器を傳へず、繼體帝の故事、壽永の例に遵ふ、大外記匡遠を遣はし左女牛若宮より神鏡の櫃を取りて内裏に納れ、これを内待所に擬し(國大曆、師守)、假劍璽を帳中におく(重綱)、云ふ皇位久しく曠ふすべからずと。門院聽政を辭退せらる、院政の例に新帝立たば傳奏を改選す、光嚴上皇の故事に因て、九月三日傳奏始めて持明院に會議す、是に於て諸國の事は新主聽給ひ、長講堂の事は門院聽給ひ、政分れて二となる。幕府は官軍を擊却け、又西園寺公重を斥けて實俊に家を繼がしむ、みな義詮の計らひに出づ、相國公賢嘆じて曰く、政令支離して率由する所なく、恣に胸臆を行ふ、衰世も亦極まれり(國太)と。神宮路塞がり例幣使を停め、二十七日文和と改元す(國大曆)、是を後光嚴天皇とす。

〔伊勢播磨備前幕軍不利〕 伊勢國司北畠氏の兵勢強し、九月守護土岐頼康美濃の兵を率ゐりて阿坂中村に戦ふ、是れより先、金谷經氏が播磨の軍盛んに、河泉攝の官軍と相應す、義詮高師秀(越後)をして河内東條を攻めしめ、攝津の伊丹渡邊等の兵を催發す(蓋簡集)、赤松氏は南軍を播磨に拒み、九月廿六日則祐は賀屋新莊(播磨、西郡)に戦ひ、卅日光範は渡邊神崎に戦ふ(北河原森本)。十月の初め吉良満貞石塔頼房等大兵を率ゐりて吹田に押來たりければ、光範禦ぐ能はず、其黨元氏(細川の)伊勢に引退き、土岐頼康は敗れて美濃に歸る、五日則祐兵庫より進んで光範の後援をなす、京師大に驚く(國太)。頼房は多田院、勝尾に揭勝し、正平の年號を用ふ(兩寺の)、十月三日楠木正儀頼房満貞と合し

て光範と尼崎溝口に戦ふ、頼房が先鋒これを破り、光範打出濱に陣し、伊丹氏の兵を得て神咒寺(武庫)に營し守禦をなす(北河原森本文)。此日土岐頼康兵を率ゐりて京師に入り鎮護をなす、七日京極秀綱弟高秀等往いて光範を援け、又朽木頼氏等を促がして東條を攻めしむ、秀綱吉良石塔等が破る所となり、十一月直冬は長門一宮に克ち、使を遣はし吉良石塔に緣りて降を行在に納る(北河原森本)。上杉顯能は黨を備後に募りて岩松頼宥を備前に攻め、直冬の將今川直賢は毛利氏を救ひ、武田氏信を破りて二十餘壘を抜き、藝備競起つて幕府守護の軍利を失へり(萩藩閩閩録)。

〔南盛北衰の兆〕 京師には朝儀祭典停廢して行はれず、縉紳大息し京都も夷となれるかと嘆けり、新主を擁立したる後は武人跋扈して租賦を濟さず、公卿窮困して往々生活を支へず、諸國の領地に赴いて活計を求めんとす、社寺の窮困も亦これに准ず(國太)。南朝の初めは公卿の行在に候する者甚だ少く大抵京師に止まりしに、三上皇の南巡に及んで往いて祇候する者多く、是より南朝公卿の數は北朝と相比するに至れり。京師は幕府の勢潰破し、尋いで但馬守護山名時氏も亦南朝に降る、明年六月南軍又京師に入り、義詮新主を奉じて美濃に走る、南朝には關白を復し、關白二條師基、京師に住いて政權を收むること二ヶ月、尊氏の争ふに遇ひて南軍引揚げたり。七年の秋近衛經忠薨じ、幕府の細川顯氏も亦卒し、九年には北畠親房薨じ、發難以來の名臣勇將も概ね世を易へ、南盛北衰の勢となり、諸國は豪族割據の姿に移り行けり。

南北朝時代史 第四編 南盛北衰時代 第九章 幕府内亂、南北朝度の統一 六六六
第七十一節 天皇八幡に幸し、三上皇を賀名生に遷す、義詮叛いて後光嚴帝を立つ 田制 佐重 校訂

南北朝時代史 終

(大日本時代史第六卷)

大正十六年一月六日印刷
大正十六年一月九日發行



編輯兼發行者 早稻田大學出版部

右代表者 種村宗八

印刷者 竹内喜太郎

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地
東京市牛込區榎町七番地

發行所 東京市牛込區早稲田
番地東京一三三番
早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

23
265a

終